

第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 2 年 9 月 17 日（木） 16 時 45 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

(1) 現在の感染状況・療養状況

- ・新型コロナウイルス感染症の府内発生状況【資料 1 - 1】
- ・大阪モデル モニタリング指標の状況【資料 1 - 2】
(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況【資料 1 - 3】
- ・入院・療養の状況【資料 1 - 4】
- ・現在の感染状況・療養状況について【資料 1 - 5】
(参考) 中野オブザーバーによる新規感染者数の予測【資料 1 - 6】

(2) イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等

- ・イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請【資料 2 - 1】
(参考) イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表【資料 2 - 2】
- ・飲食店における感染防止対策の取組み【資料 2 - 3】
- ・体育祭等の学校行事に係る取扱いについて【資料 2 - 4】
- ・府内企業におけるテレワーク等の ICT 導入状況【資料 2 - 5】

(3) その他

- ・秋冬に向けた今後の検討課題【資料 3 - 1】
- ・(仮称) 大阪コロナ重症センター（1 期）の整備状況について【資料 3 - 2】
- ・国の重症基準変更に伴う取扱いについて【資料 3 - 3】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

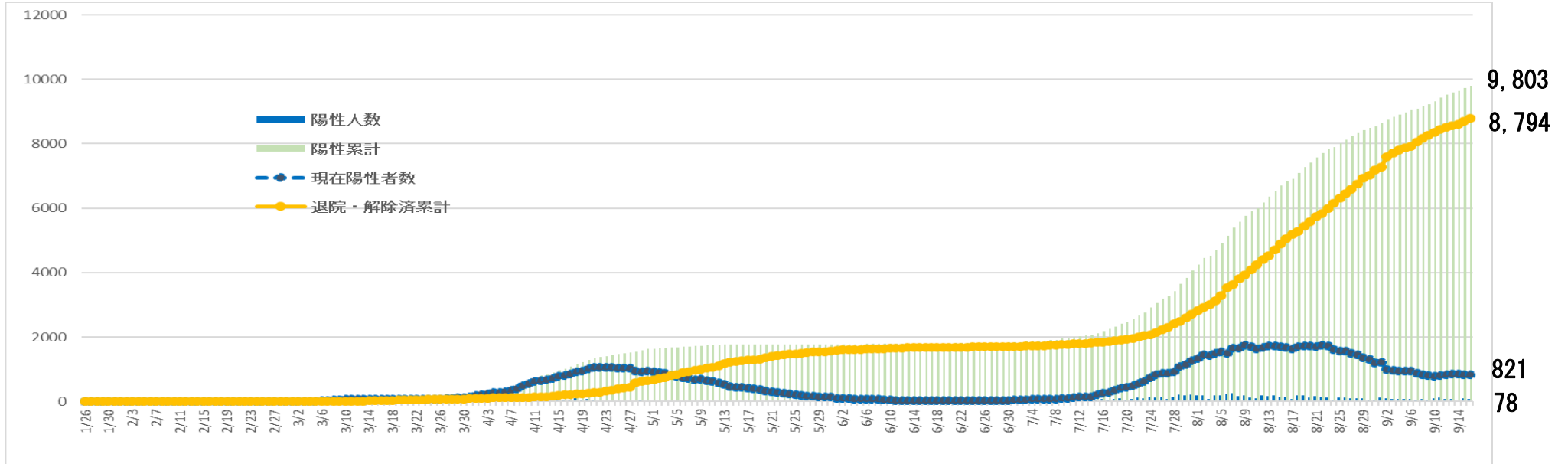
新型コロナウイルス感染症の府内発生状況（令和2年9月16日現在）

① 大阪府内の検査陽性者の状況

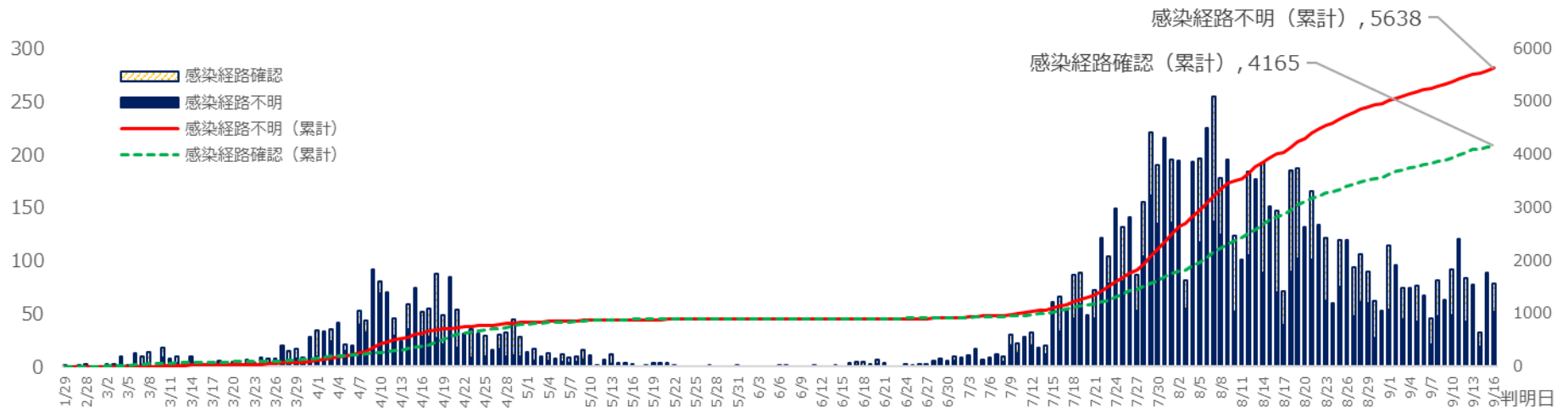
検査件数	陽性者数 累計	現在 陽性者数	入院調整中						死亡	退院・解 除済 累計	
			入院中	重症	入院調整中		自宅療養	宿泊療養			療養等 調整中
					入院 待機中	入院もしく は療養方法 の調整中					
163,572	9,803	821	356	28	10(6)	135	120	172	19	188	8,794
前日比 1,757	78	-18	-17	-7	2(0)	41	-41	2	-5	2	94

※大阪府外で健康観察を実施している事例：9件
 ※入院待機中のうち、カッコ内は「確保病床以外の病床に入院中」の方

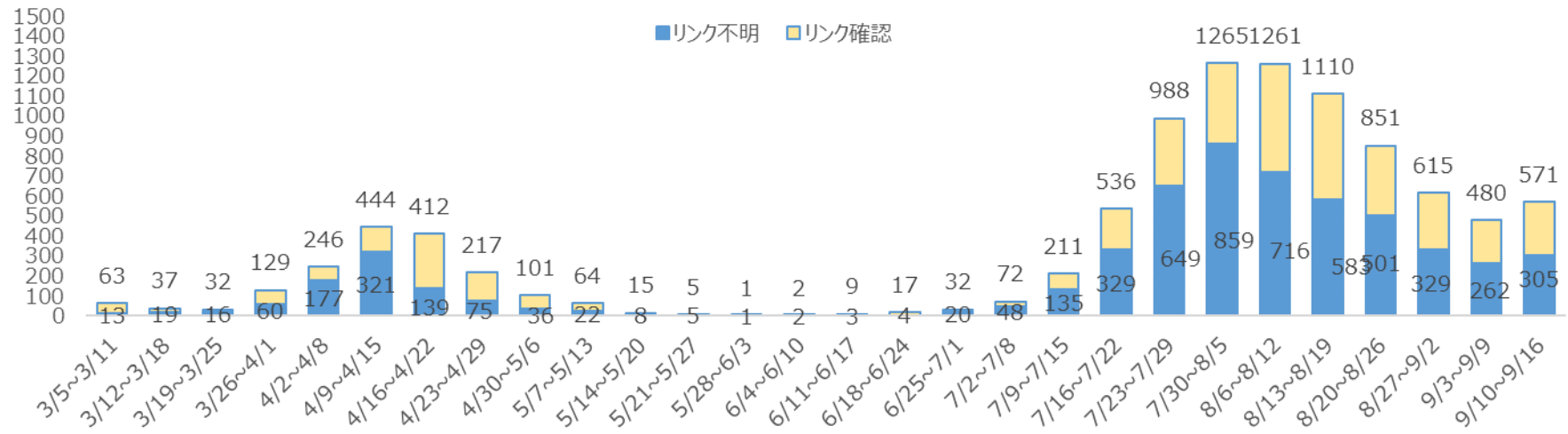
② 新型コロナウイルスの発生状況等



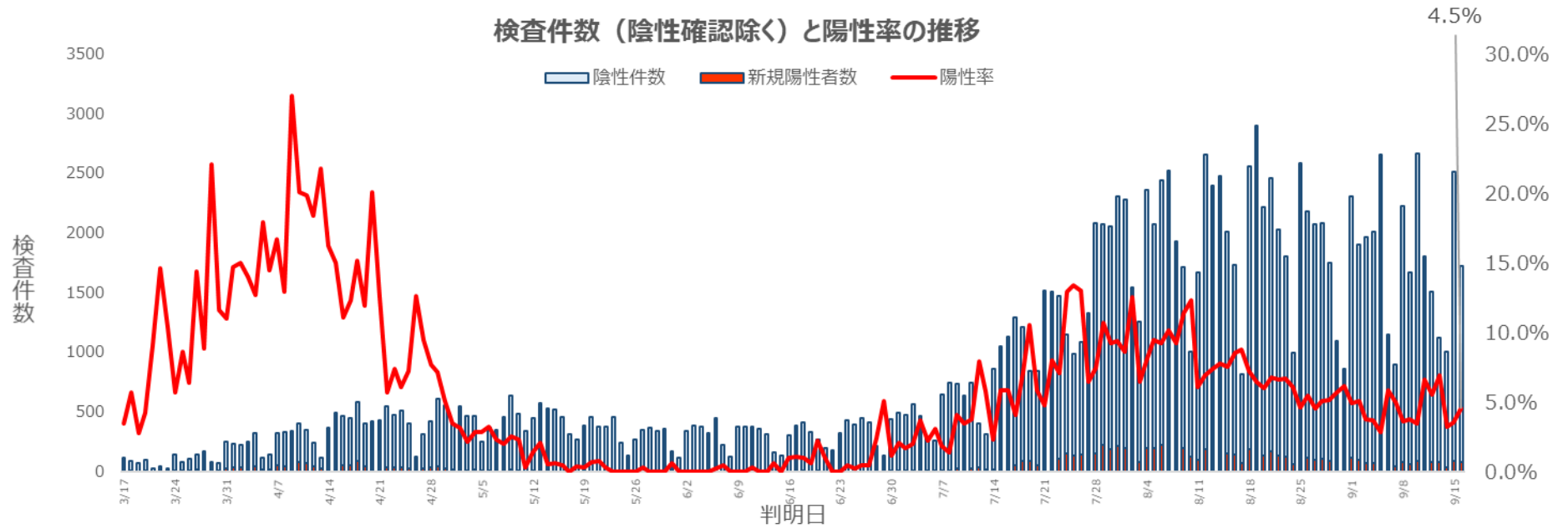
③ 陽性者数の推移



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況

資料 1-2

【モニタリング指標ごとの状況】

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	7/12 21回会議	7/28 22回会議	7/31 23回会議	8/19 24回会議	8/31 25回会議	9/16	
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者 7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	2.16	1.99	1.79	0.83	0.71	1.16	8/9以降、1を下回る水準で推移していたが、9/12以降、1前後で推移
	②新規陽性者における感染経路不明者数 7日間移動平均		—	10人未満	13.29	82.14	109.43	85.29	55.29	43.57	8/4をピークに減少傾向だが、未だ高水準で推移
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	65.6%	67.1%	67.6%	56.1%	58.5%	66.7%	50%以上で推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③ 7日間合計新規陽性者数 うち後半3日間	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	142 82	889 383	1,142 627	1,110 443	643 205	571 199	8/10をピークに減少傾向だが、未だ高水準で推移
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数		—	—	0.5人未満	1.61	10.08	12.94	12.58	7.29	6.47
	【参考②】確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	3.6%	9.8%	9.9%	7.6%	5.2%	4.8%	8/10をピークに減少傾向
(3) 病床等の逼迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	60%未満	2.7%	6.9%	10.1%	31.9%	31.9%	14.9%	8/25以降、減少傾向 ※府民に対する警戒解除の基準を充足
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	9.0%	24.1%	25.7%	47.9%	39.4%	30.3%	8/2以降、30%以上で推移
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	9.5%	32.7%	28.4%	17.3%	10.2%	11.3%	8/4をピークに減少傾向
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間経過後消灯)	黄	黄	黄	黄	黄	黄	

・参考②の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出

【大阪府の取組状況】

- 7/12 「大阪モデル」黄色信号点灯
20代を中心とする府民への注意喚起
- 7/28 5人以上の宴会等自粛要請（8/1～31）
- 7/31 ミナミ地区の一部への施設休業等の要請（8/6～20）
- 8/19 高齢者施設などへの注意喚起（8/21～）
- 8/31 多人数で唾液が飛び交う宴会等自粛要請（9/1～）

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

資料 1 - 3

指標及び目安				7/12 21回会議	7/28 22回会議	7/31 23回会議	8/19 24回会議	8/31 25回会議	9/16	9/16時点の 基準到達状況	
ステージⅢ	医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合	病床全体	・最大確保病床（※1 1615床）の占有率 20%以上	6.3%	16.8%	18.2%	35.4%	30.3%	22.3%	●
				・現時点の確保病床数（※2 1282床）の占有率 25%以上	8.1%	21.6%	23.4%	45.5%	38.3%	28.1%	●
		うち、重症者用病床		・最大確保病床（215床）の占有率 20%以上	2.3%	6.0%	8.8%	27.9%	27.9%	13.0%	○
				・現時点の確保病床数（188床）の占有率 25%以上	2.7%	6.9%	10.1%	31.9%	31.9%	14.9%	○
		②療養者数	人口10万人あたりの全療養者数15人以上（※3）		1.71	10.47	14.34	19.47	13.72	9.30	○
	監視体制	③PCR陽性率	10% ※1週間の平均		3.6%	9.8%	9.9%	7.6%	5.2%	4.8%	○
	感染の状況	④新規報告数	15人/10万人/週 以上		1.61	10.08	12.94	12.58	7.29	6.47	○
		⑤直近一週間と先週一週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間	142	889	1,142	1,110	643	571	●
				先週一週間	64	476	670	1,262	985	480	
		⑥感染経路不明割合	50% ※1週間の平均		65.5%	64.7%	67.1%	53.8%	60.2%	53.4%	●

※1 最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。

※2 現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数でもあり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。

※3 全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

●：基準外 ○：基準内

【大阪府の取組状況】

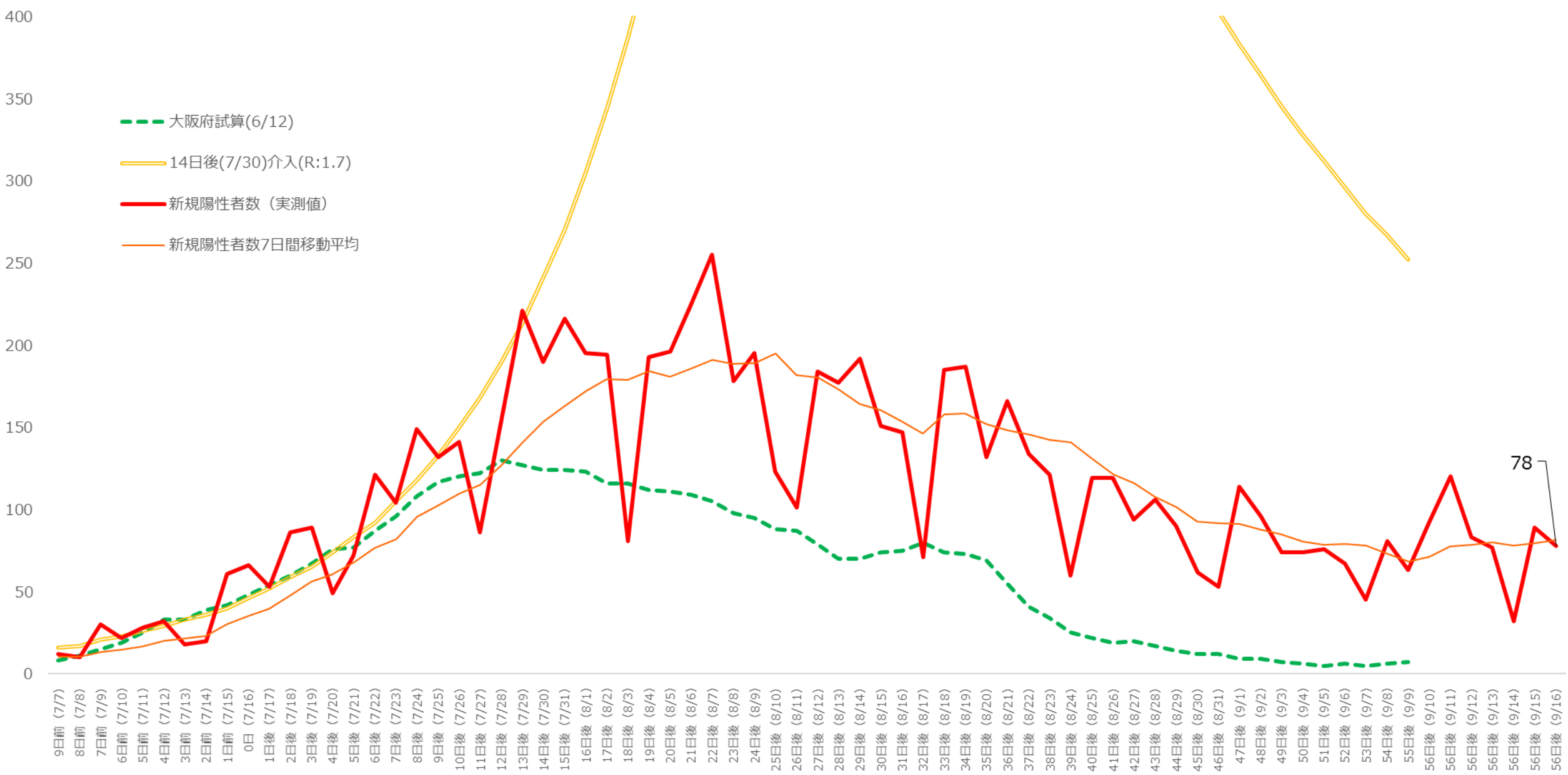
- 7/12 「大阪モデル」黄色信号点灯
20代を中心とする府民への注意喚起
- 7/28 5人以上の宴会等自粛要請（8/1～31）
- 7/31 ミナミ地区の一部への施設休業等の要請（8/6～20）
- 8/19 高齢者施設などへの注意喚起（8/21～）
- 8/31 多人数で唾液が飛び交う宴会等自粛要請（9/1～）

入院・療養の状況（9月16日現在）

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	30床	350床	400室
	フェーズ2	85床	800床	800室
	フェーズ3	150床	1,000床	1,015室
	フェーズ4	215床	1,400床	—
確保数等 ※9月16日からフェーズ2へ移行		確保数188床 (9/16現在 実運用数127床)	確保数1,094床 (9/16現在 実運用数884床)	1,517室
入院・療養者数【9月16日現在】		28人	332人	172人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		14.9% (28/188)	30.3% (332/1,094)	11.3% (172/1,517)

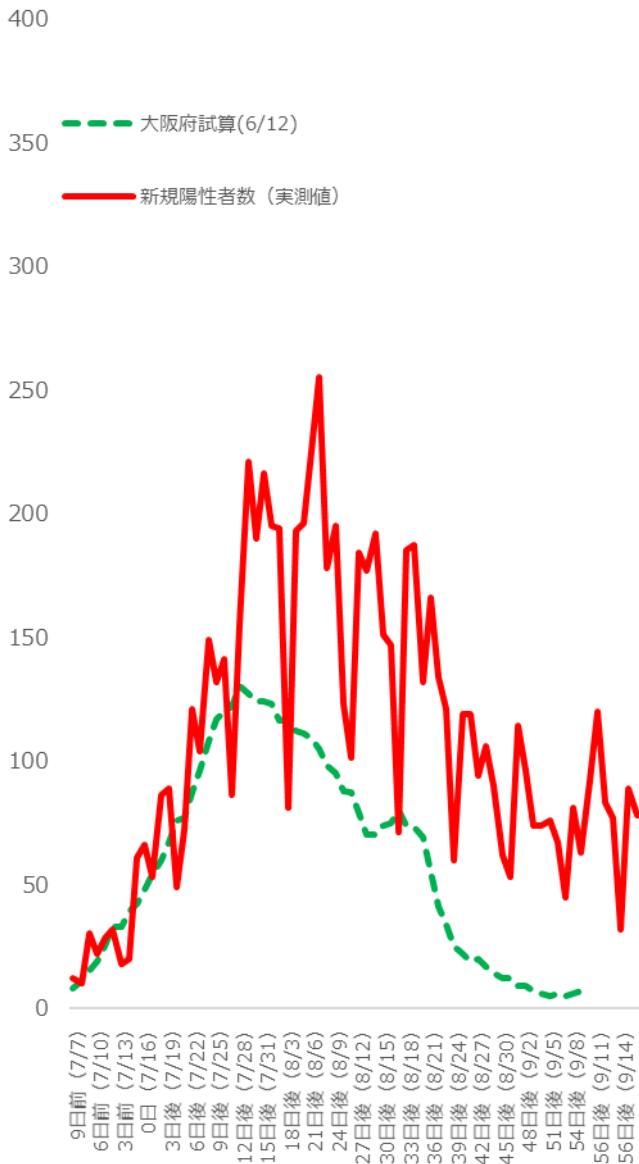
※ 別途、自宅療養 120人（9月16日現在）

新規陽性者の推計と実測値 (第22回本部会議資料を9/16時点に更新)

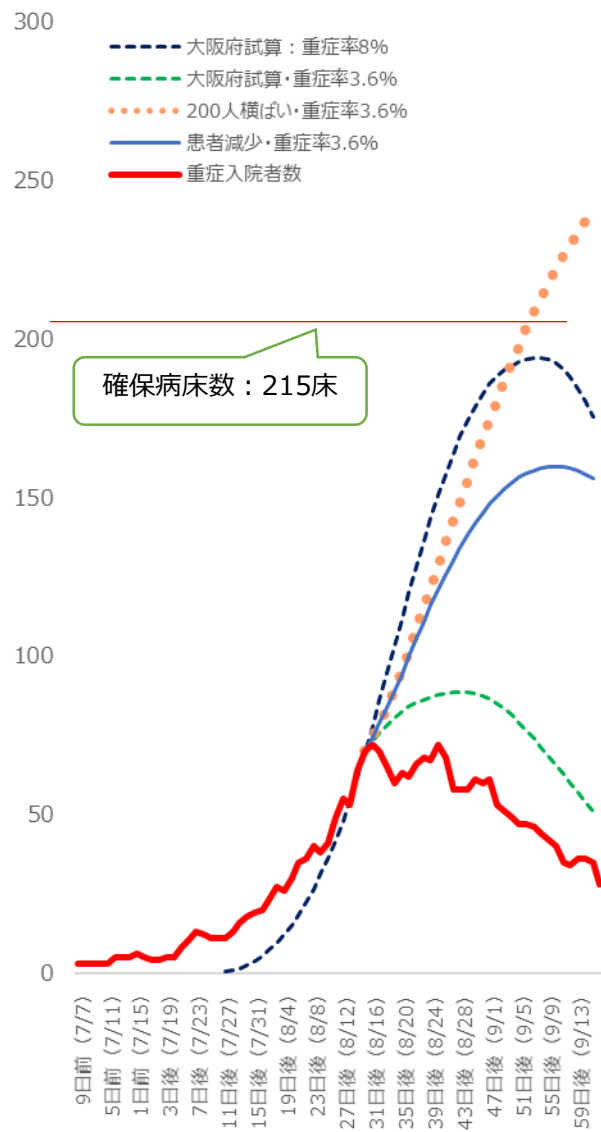


今後の患者推計と必要病床数 大阪府が試算した数値との比較 (第22回本部会議資料を9/16時点に更新)

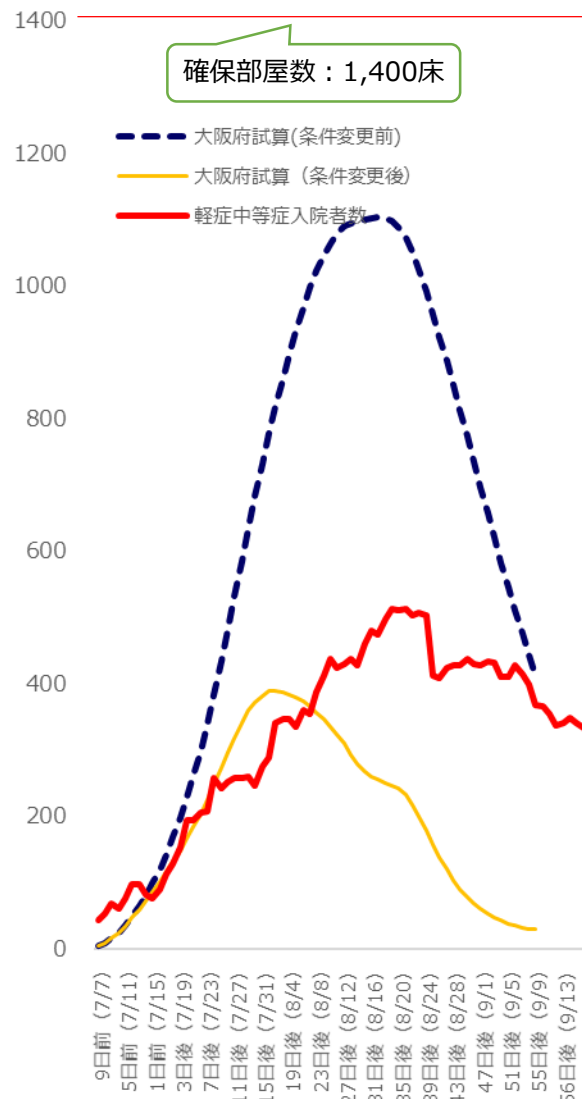
患者推計と実測値 (拡大図)



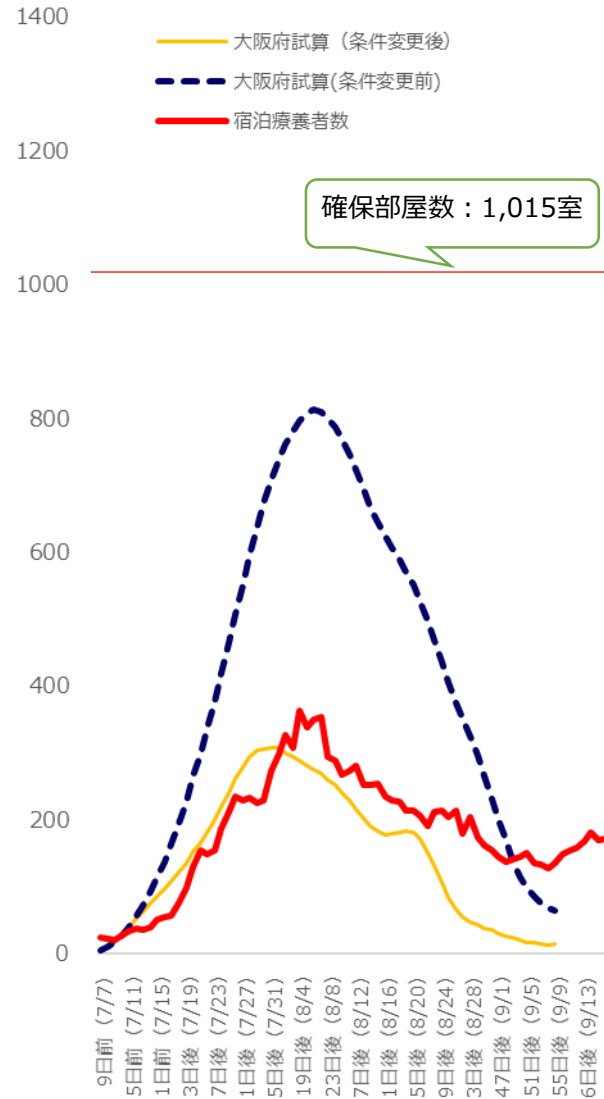
重症入院患者



軽症中等症入院患者

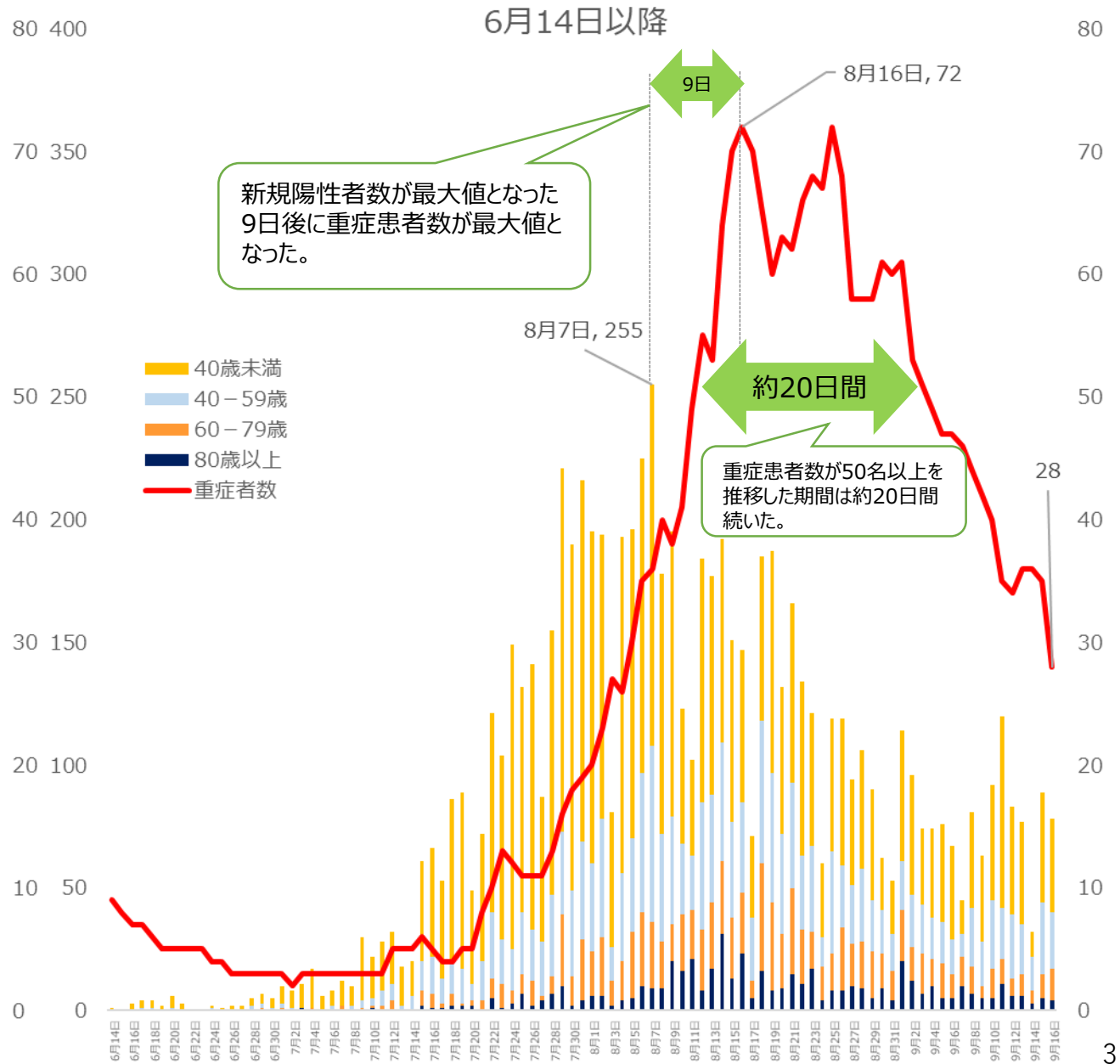
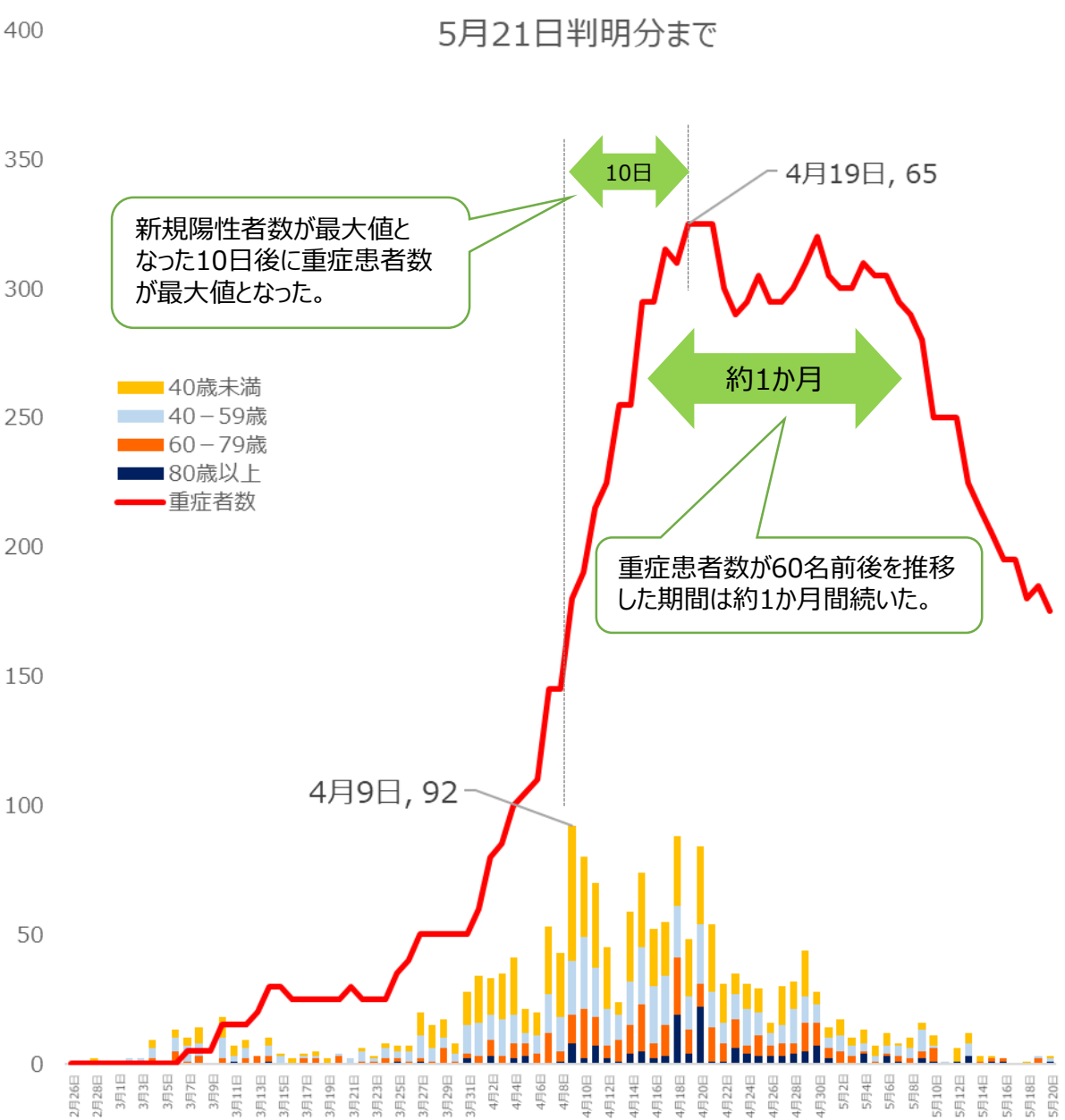


宿泊療養者



※大阪府試算(条件変更後): 6月12日府専門家会議で提示した患者の療養期間から、6月14日から7月21日までに判明した患者の退院・解除までの日数に条件を変更(重症入院患者除く)

陽性者の年齢区分と重症者数の推移（9月16日時点）

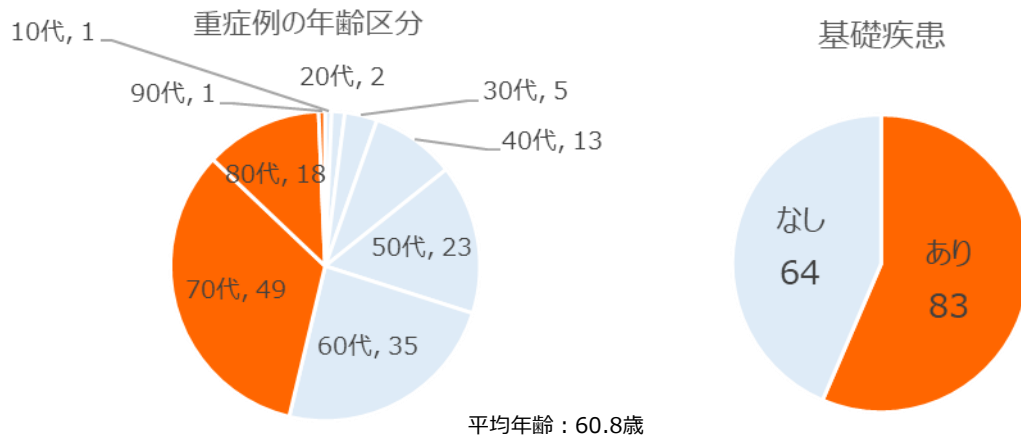


重症者のまとめ（9月15日時点）

6月13日（1786例目）以前

新規陽性者数	1786	
(再掲) 40代以上	1054	
重症者数	147	
転 帰	死亡	47
	退院・解除	100
	入院中（軽症）	0
	入院中（重症）	0

40代以上の陽性者に占める重症者の割合：13.9%
全陽性者数に占める重症者の割合：8.2%

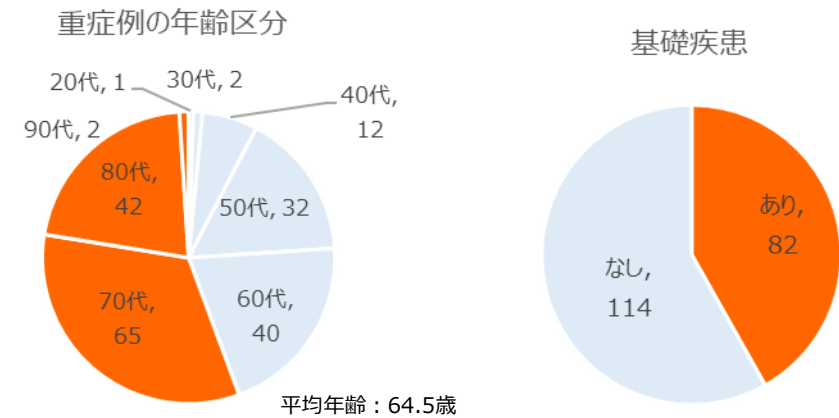


6月14日（1787例目）以降

新規陽性者数	7939	
(再掲) 40代以上	3345	
重症者数（※）	196	
転 帰	死亡	24
	退院・解除	88
	入院中（軽症）	49
	入院中（重症）	35

※軽症化後の情報把握のため報道提供していない事例が7例あり

40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.9%
全陽性者数に占める重症者の割合：2.5%

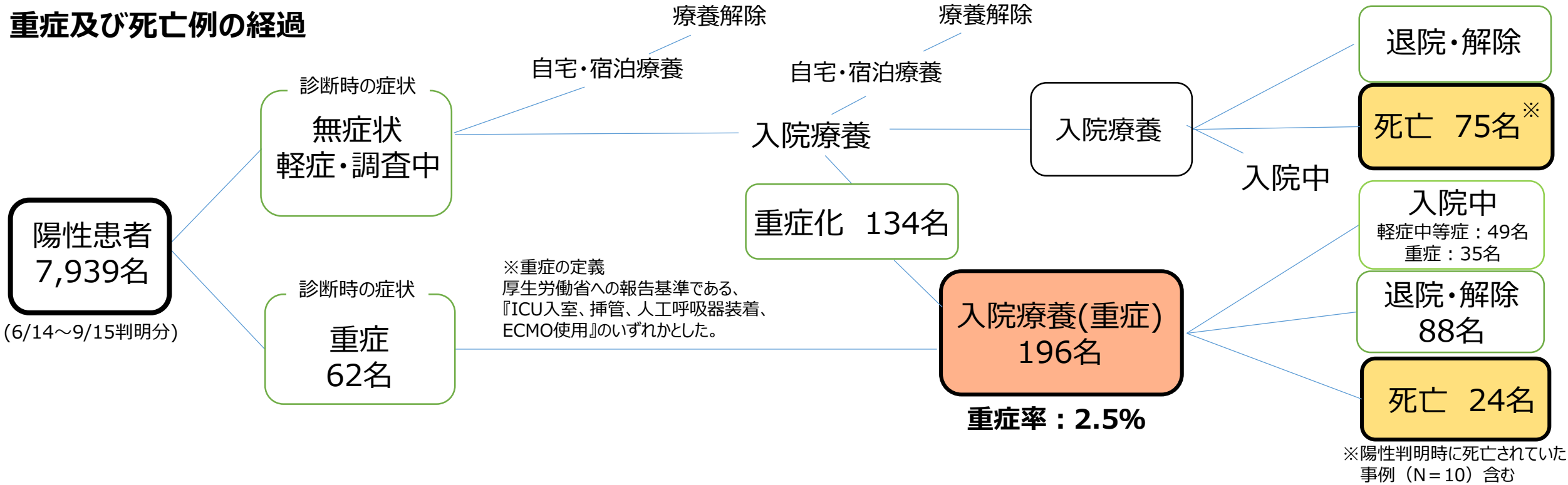


重症の定義：厚生労働省への報告基準である「ICU入室、挿管、人工呼吸器装着、ECMO使用」のいずれかとした。

基礎疾患：相談・受診の目安で示されている重症化リスクの高い患者（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者）

重症及び死亡事例のまとめ（6/14から9/15判明分まで）

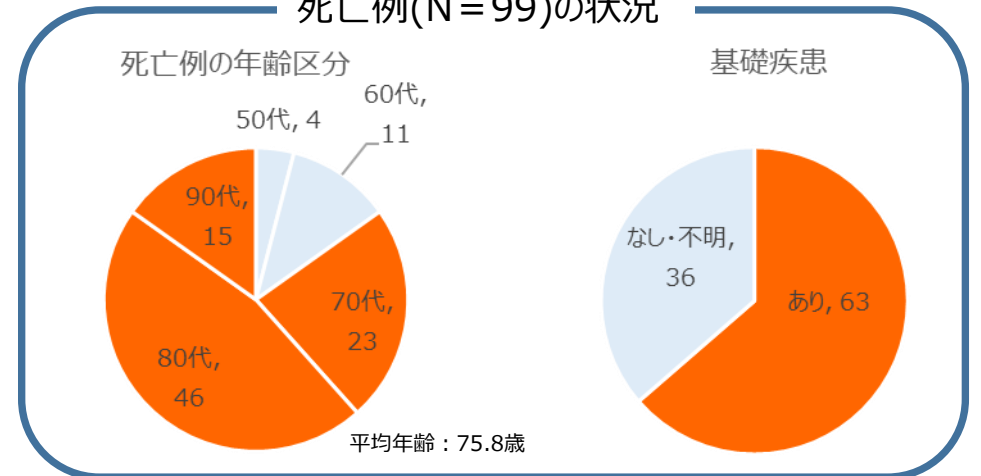
重症及び死亡例の経過



	累計 陽性者数 【A】	R2.9.15判明分 ※（ ）内はR2.6.17からR2.9.15判明分(内数)									
		入院及び入院調整中	軽症・中等症	重症	自宅療養	宿泊療養	療養等調整中	府外	死亡者数【B】	死亡率 B/A	退院・解除
大阪府	9,725 (7,935)	475	440	35	161	170	24	9	186 (99)	1.9% (1.2%)	8,700 (7,023)
全国	75,093 (57,782)	6,567	6,393	174			3		1,450 (523)	1.9% (0.9%)	67,073 (51,565)

※チャーター機帰国者、クルーズ船乗客、空港検疫は含まれていない

死亡例(N=99)の状況

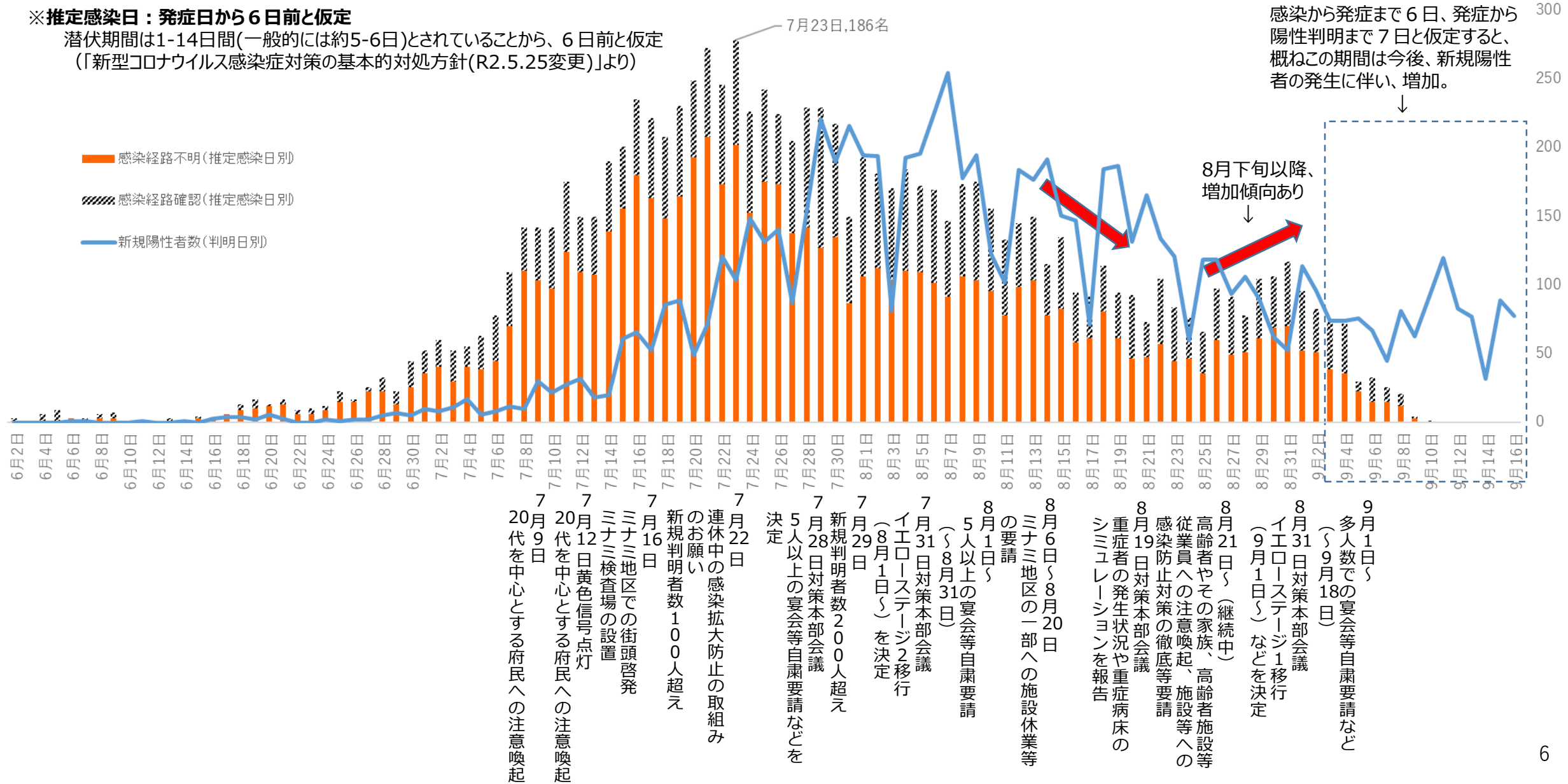


判明日及び推定感染日別陽性者数

(6月14日以降9月16日までの判明日分) (N=6,720名(調査中、不明、無症状1,297名を除く))

※推定感染日：発症日から6日前と仮定

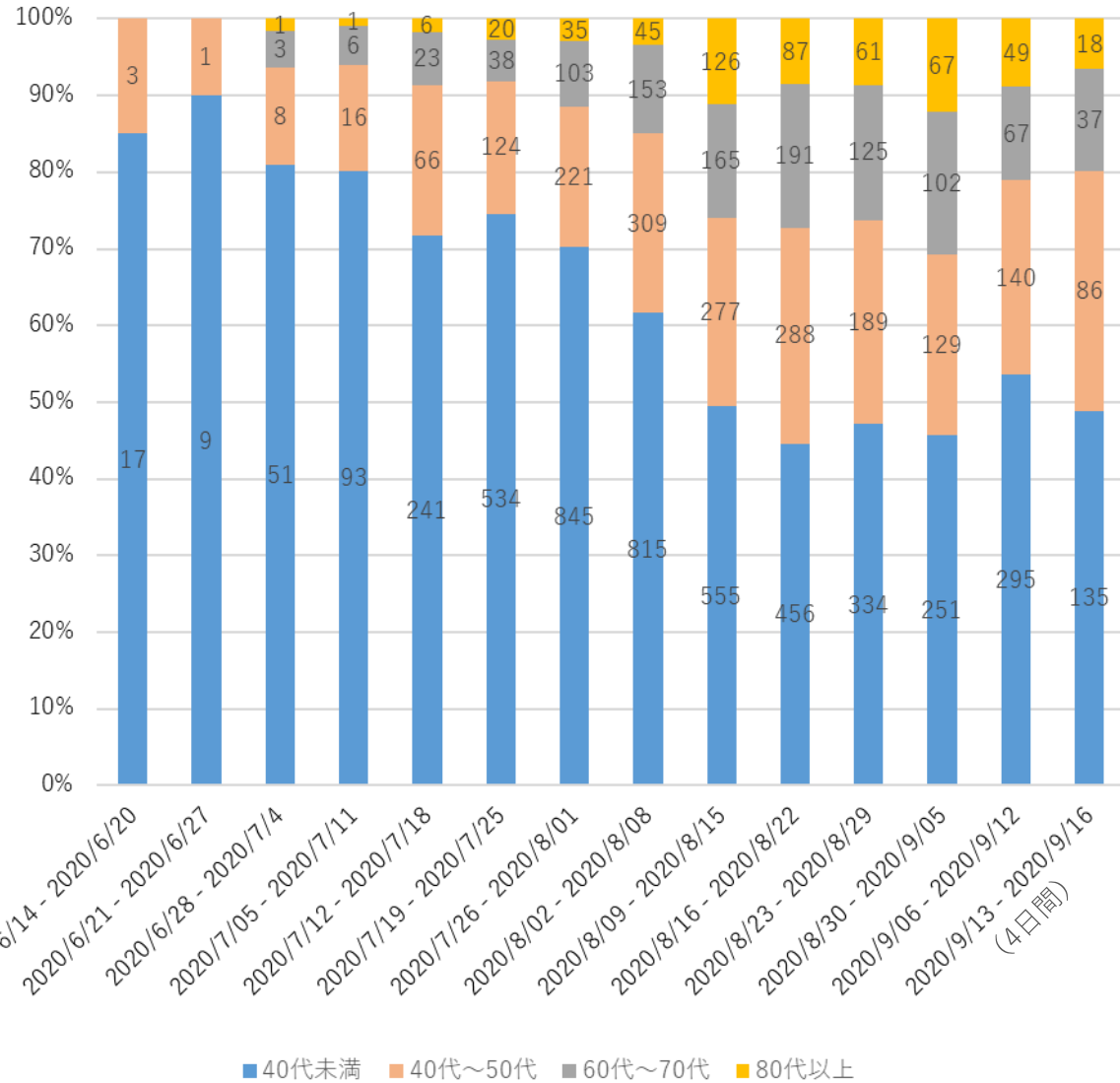
潜伏期間は1-14日間(一般的には約5-6日)とされていることから、6日前と仮定
(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(R2.5.25変更)」より)



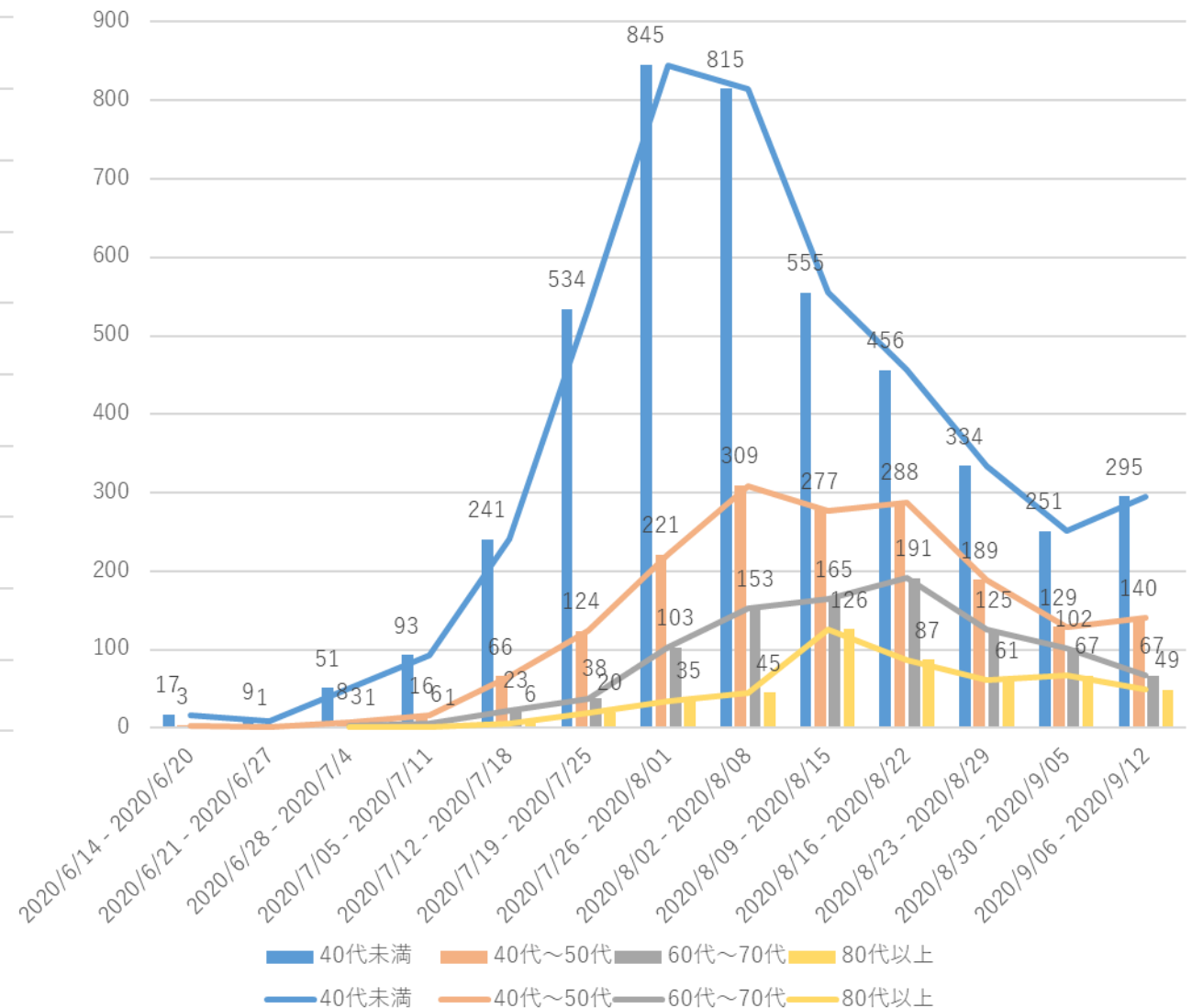
陽性者の年齢区分

(6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況)

陽性者の年齢区分 (割合)

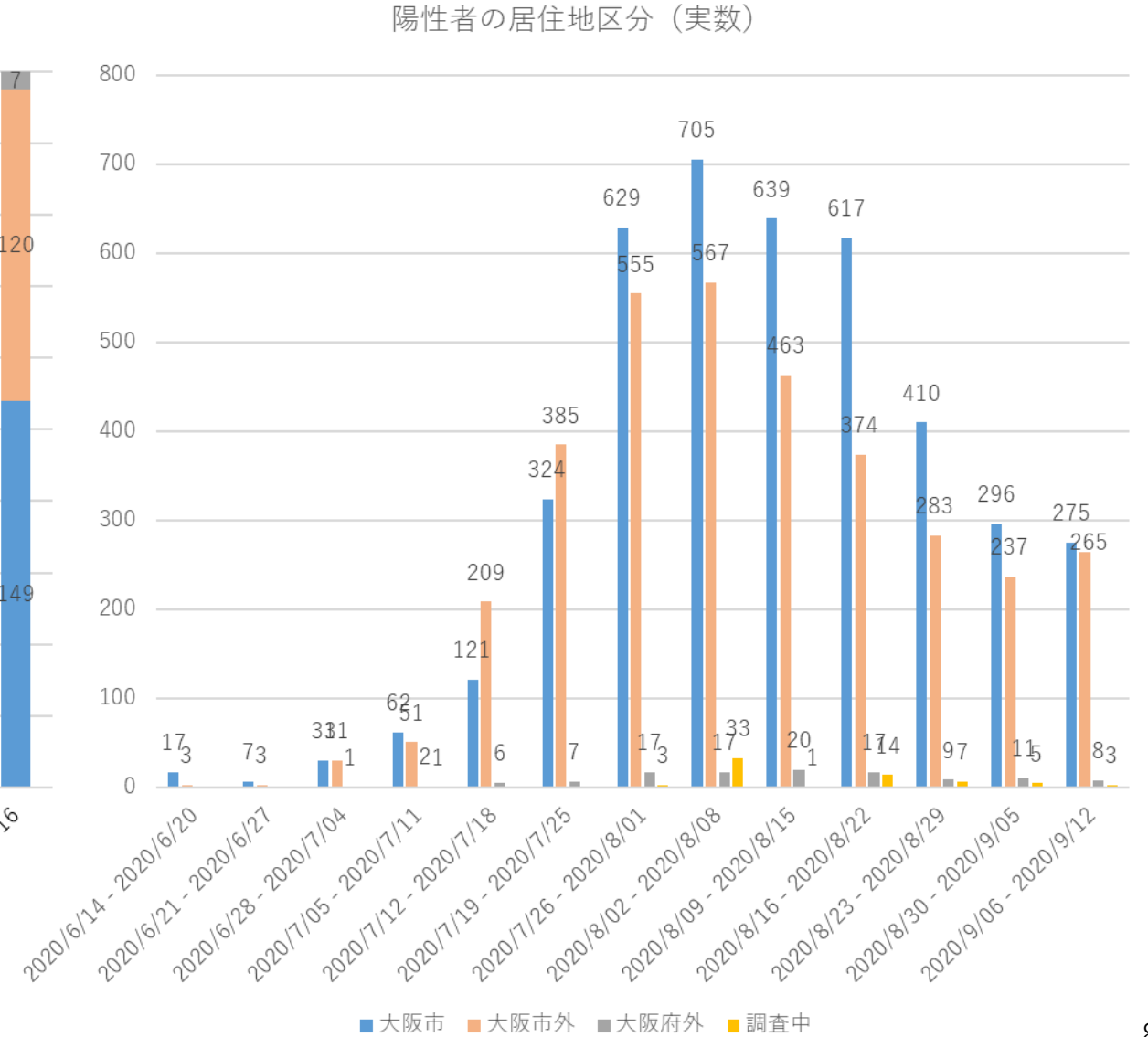
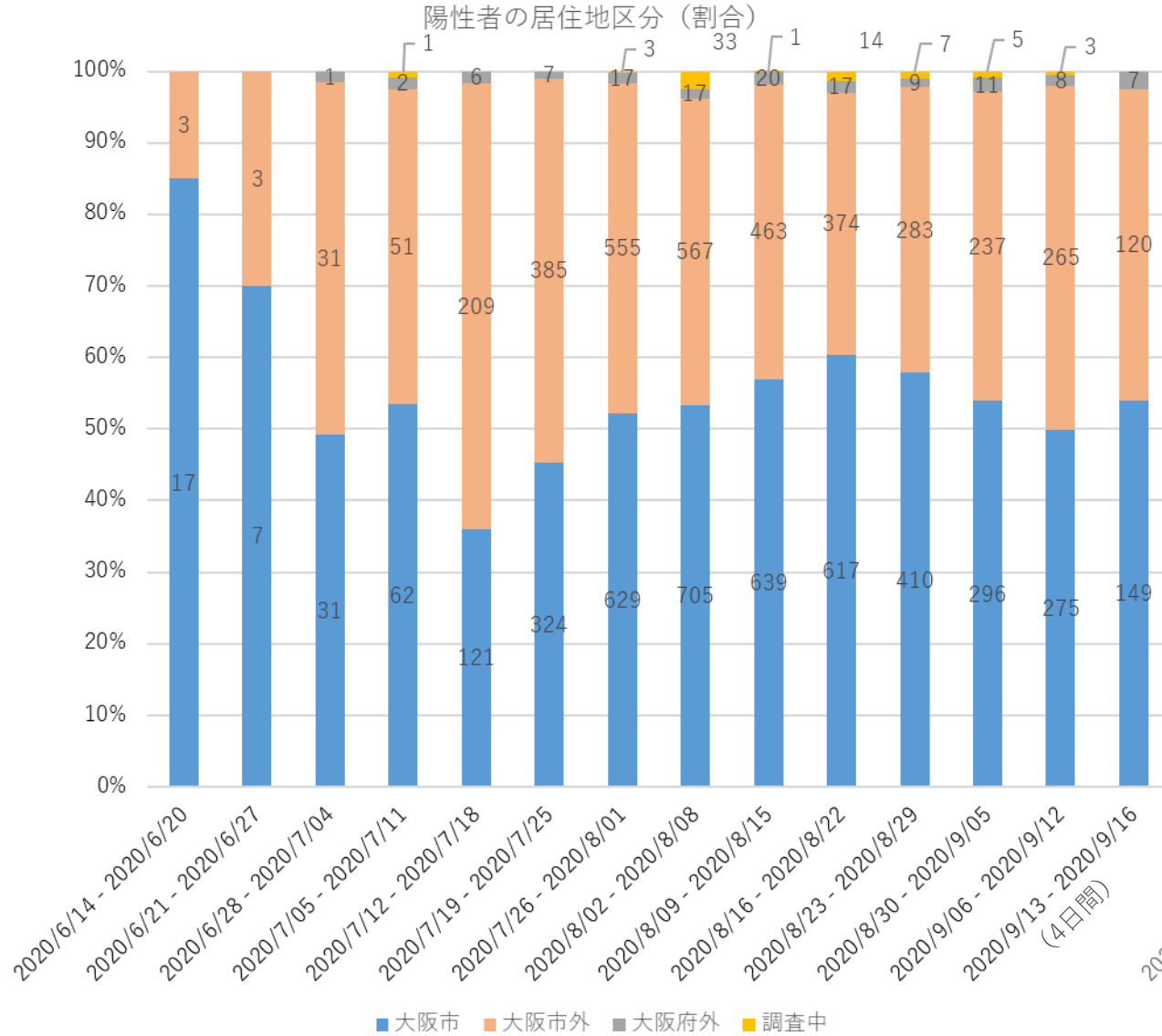


陽性者の年齢区分 (実数)



陽性者の居住地分布

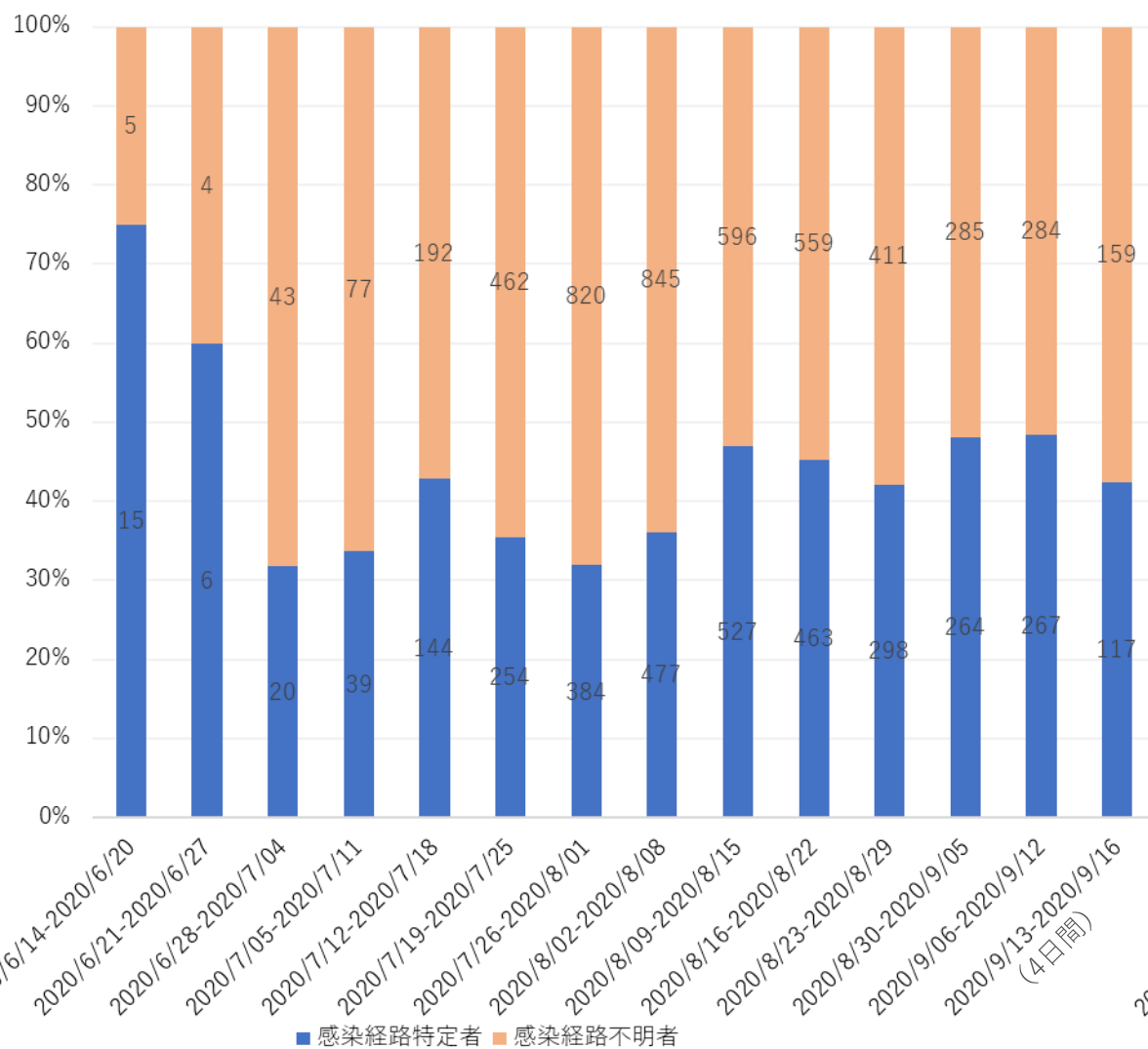
(6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況)



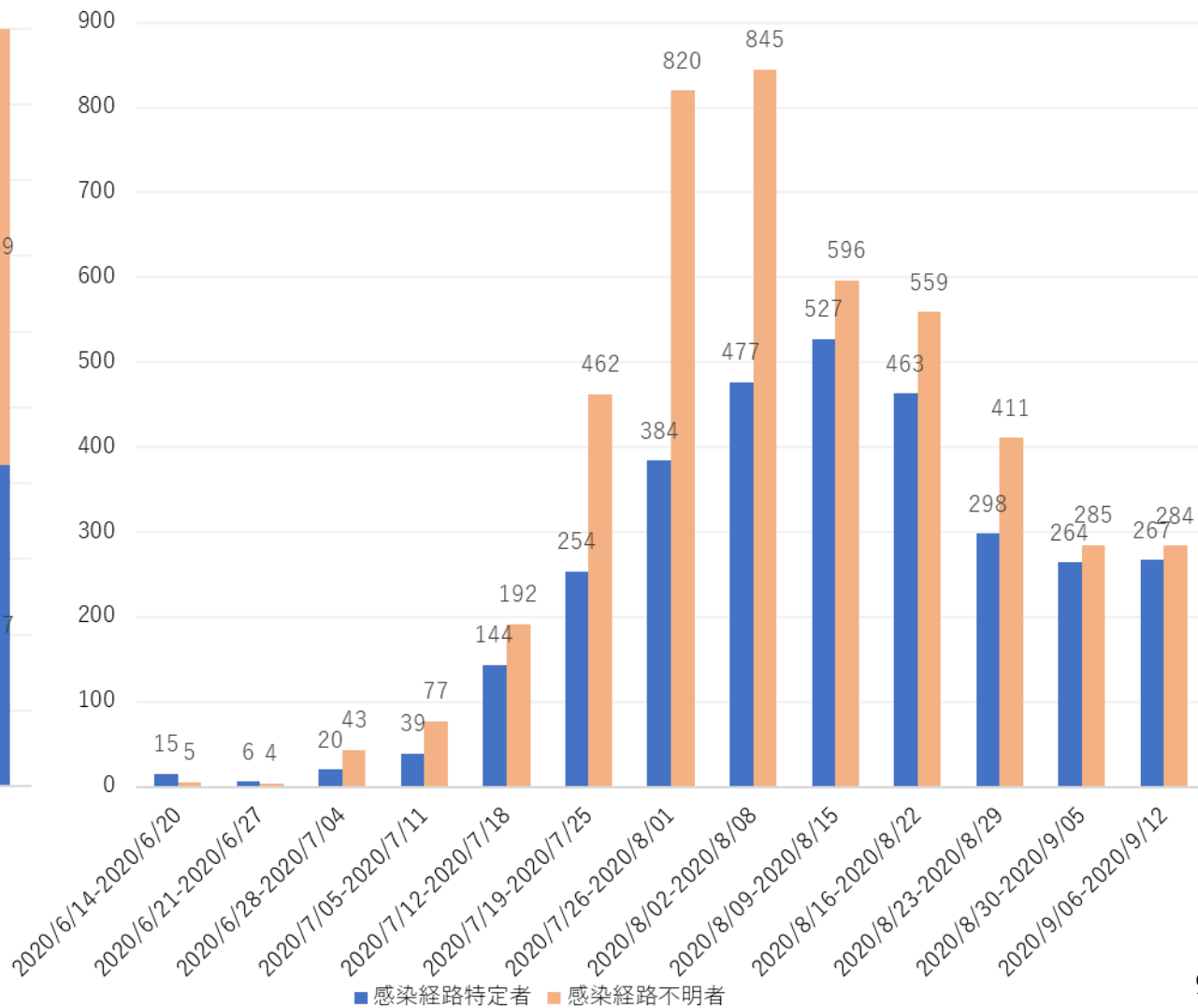
感染経路不明者の状況

(6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況)

感染経路不明者の状況 (割合)



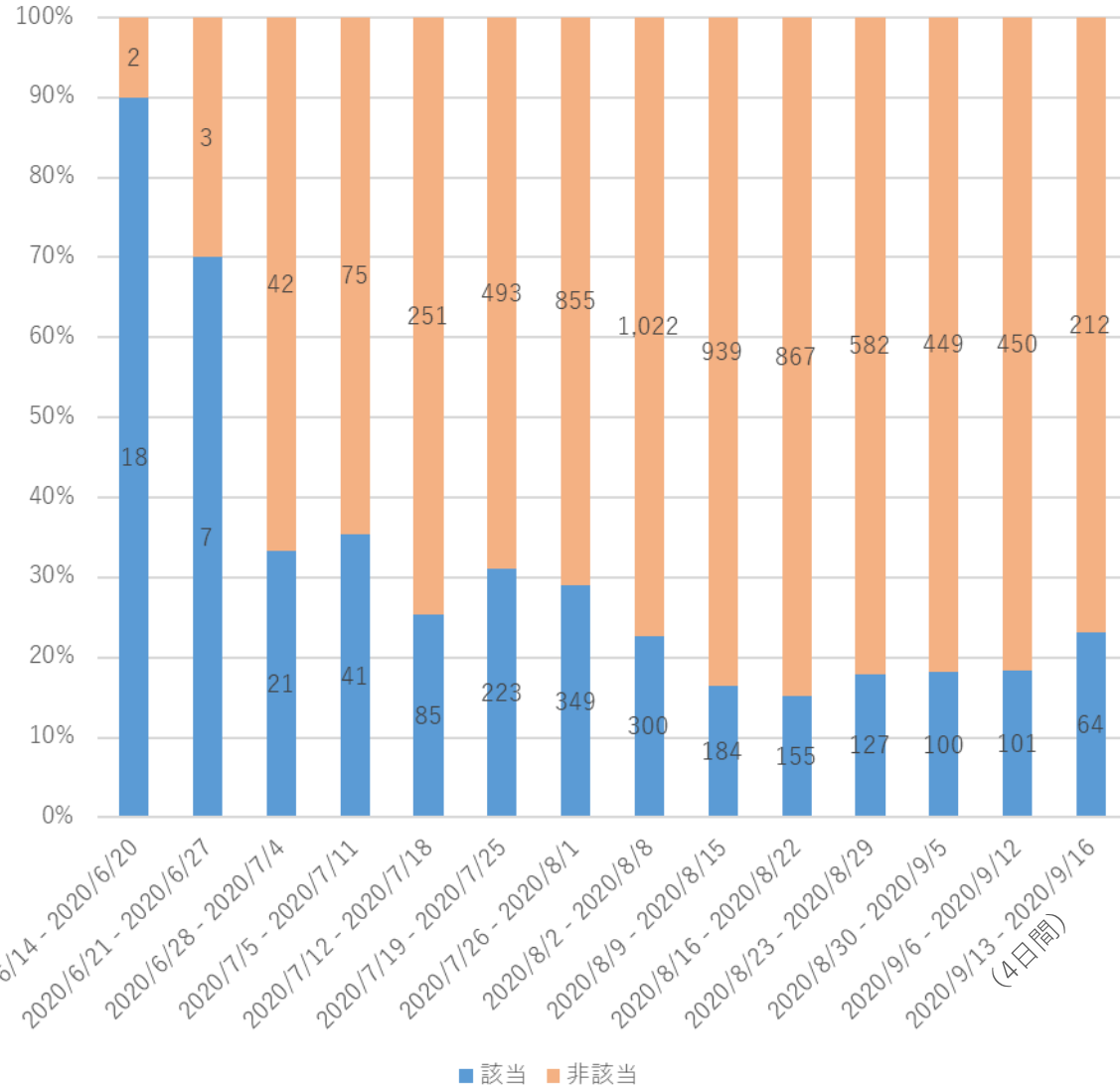
感染経路不明者の状況 (実数)



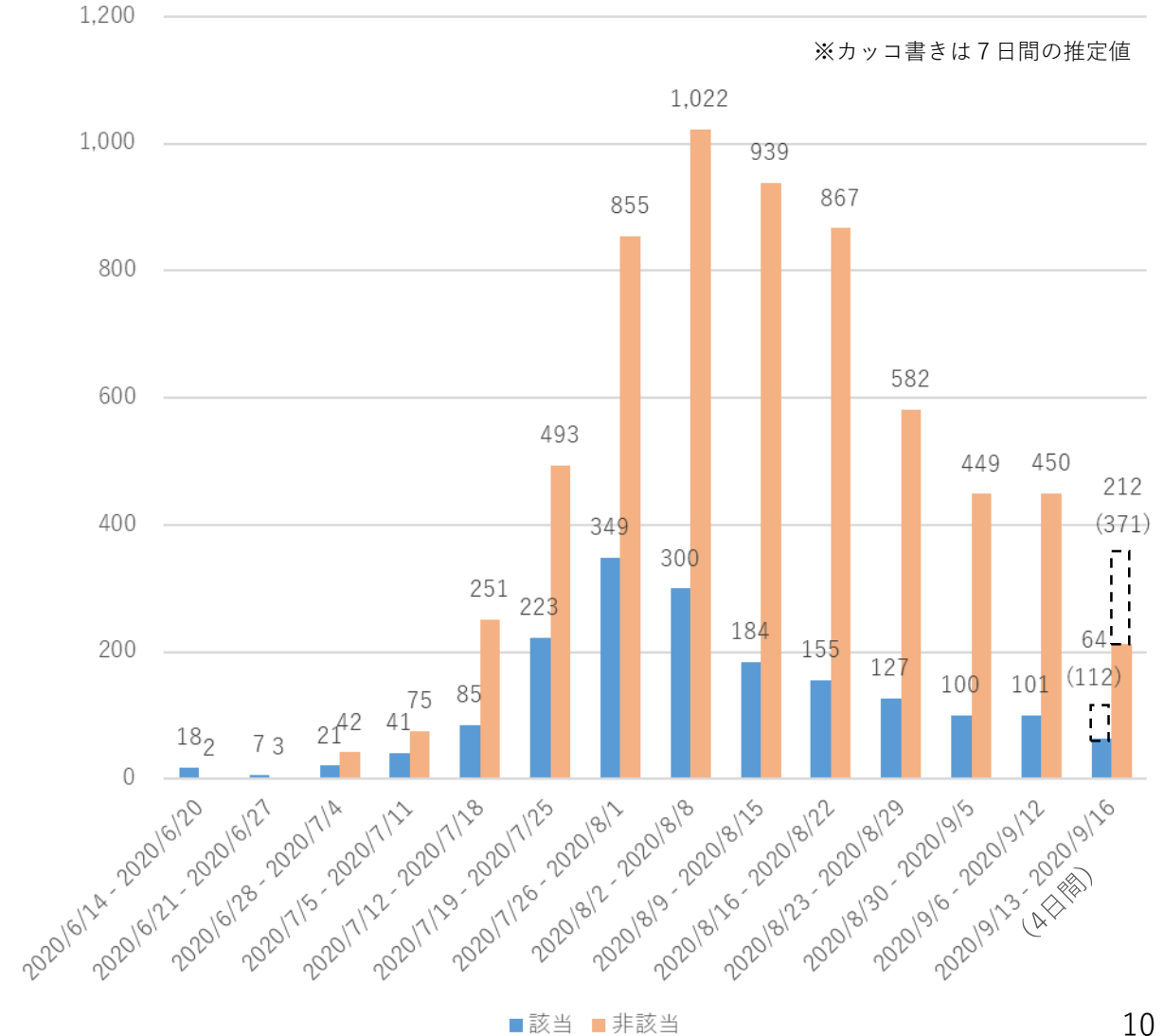
夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

（6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：割合）



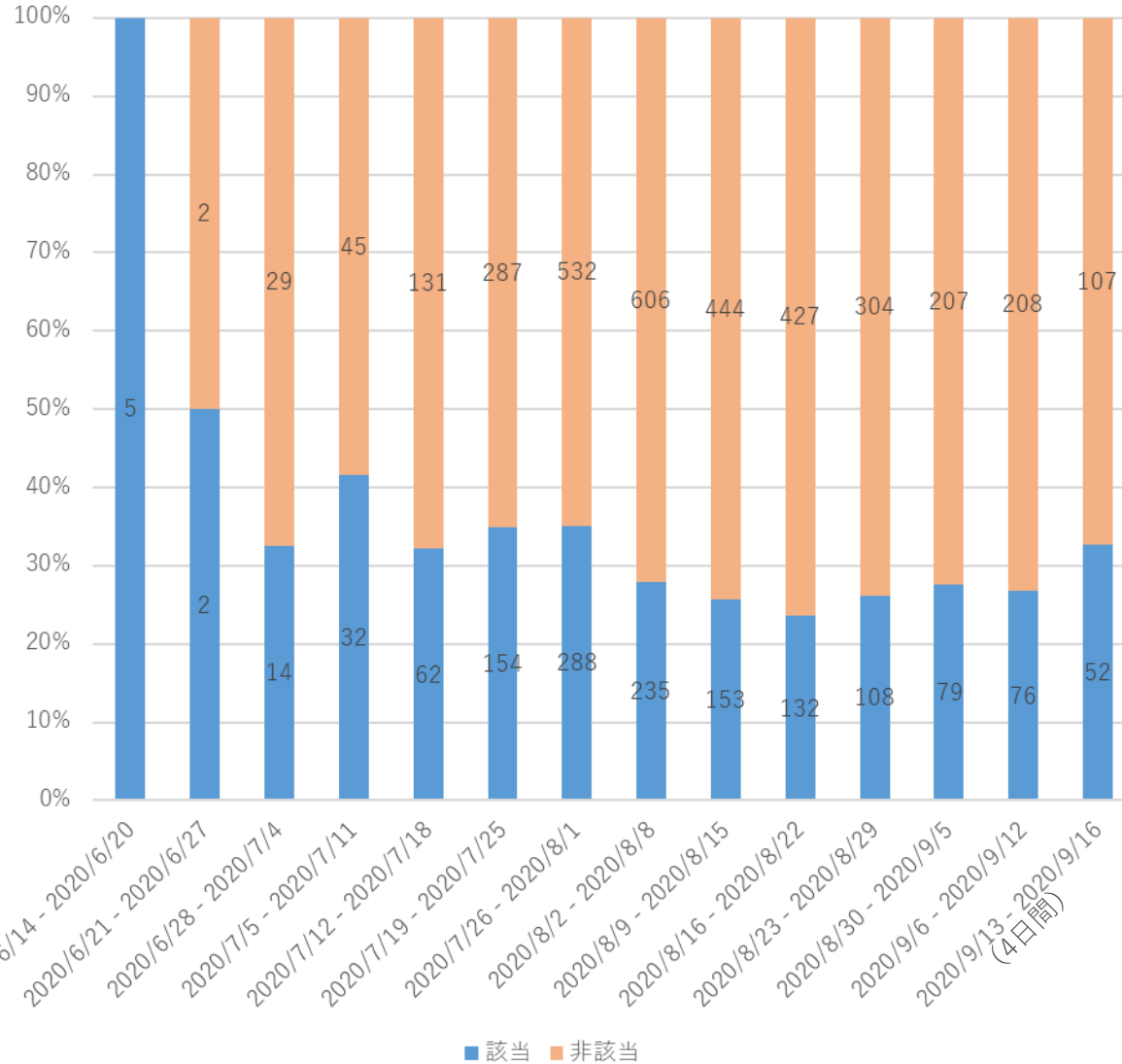
夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：実数）



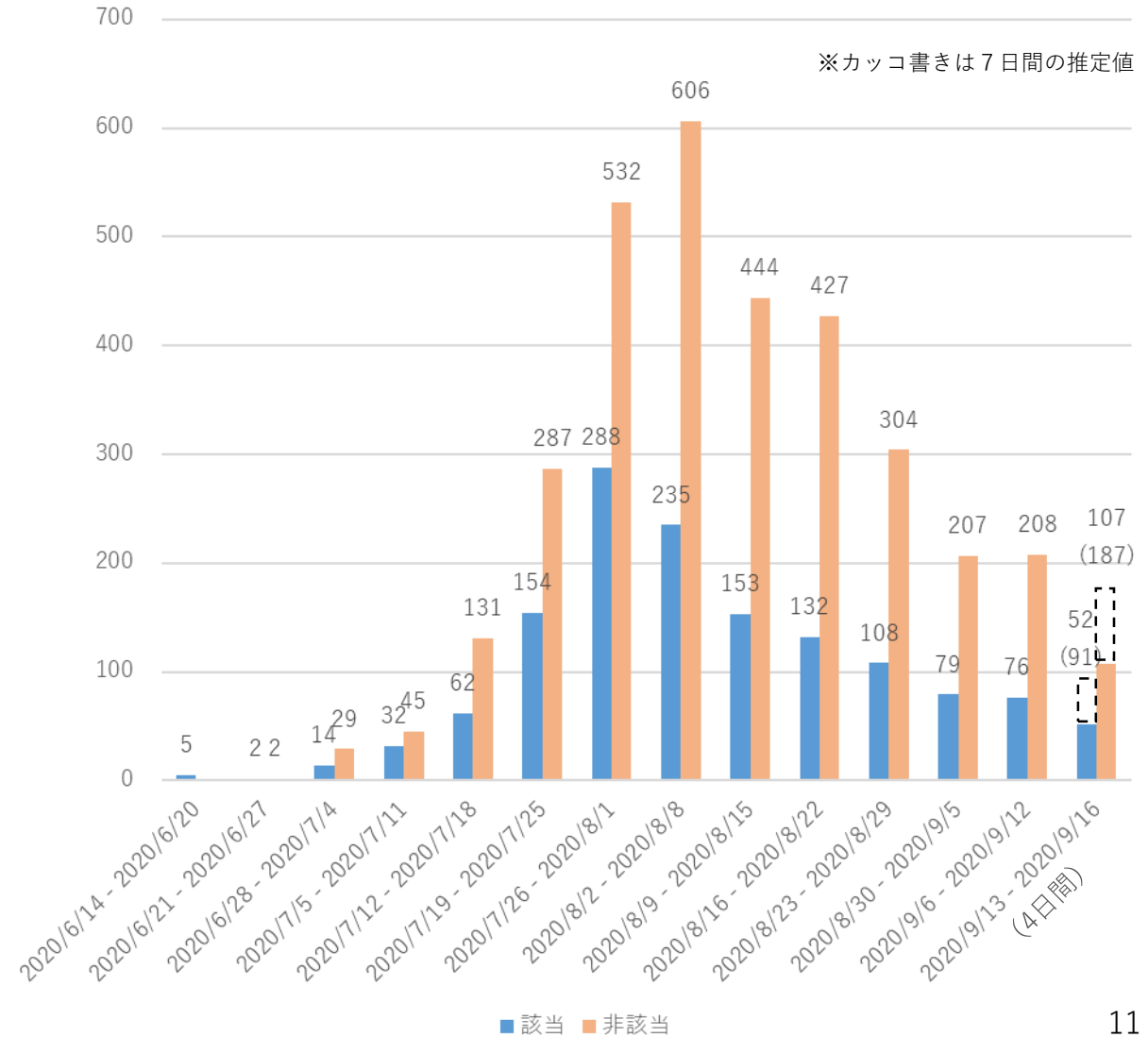
夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

（6月14日以降9月16日までに判明した感染経路不明者4,742事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：割合）

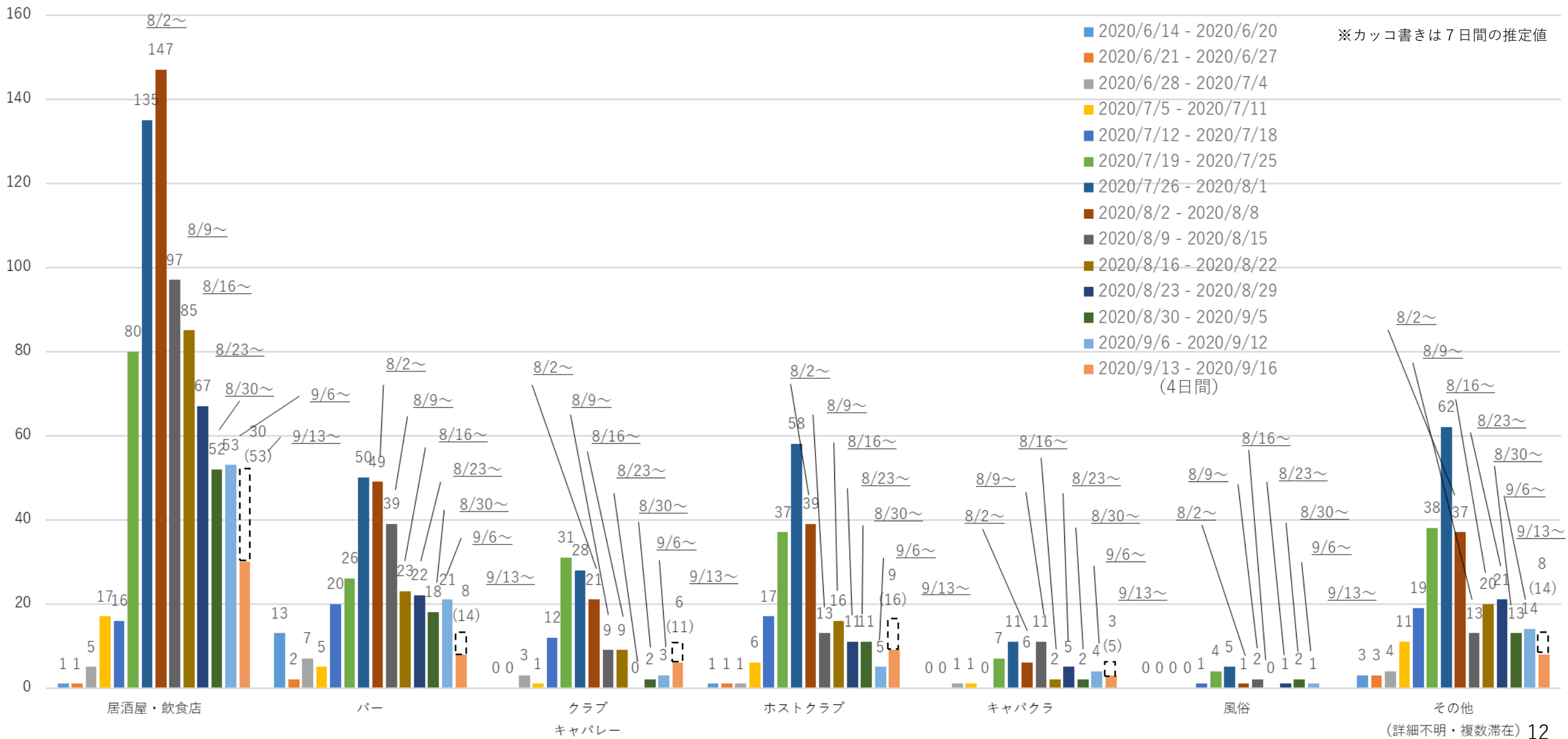


夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：実数）



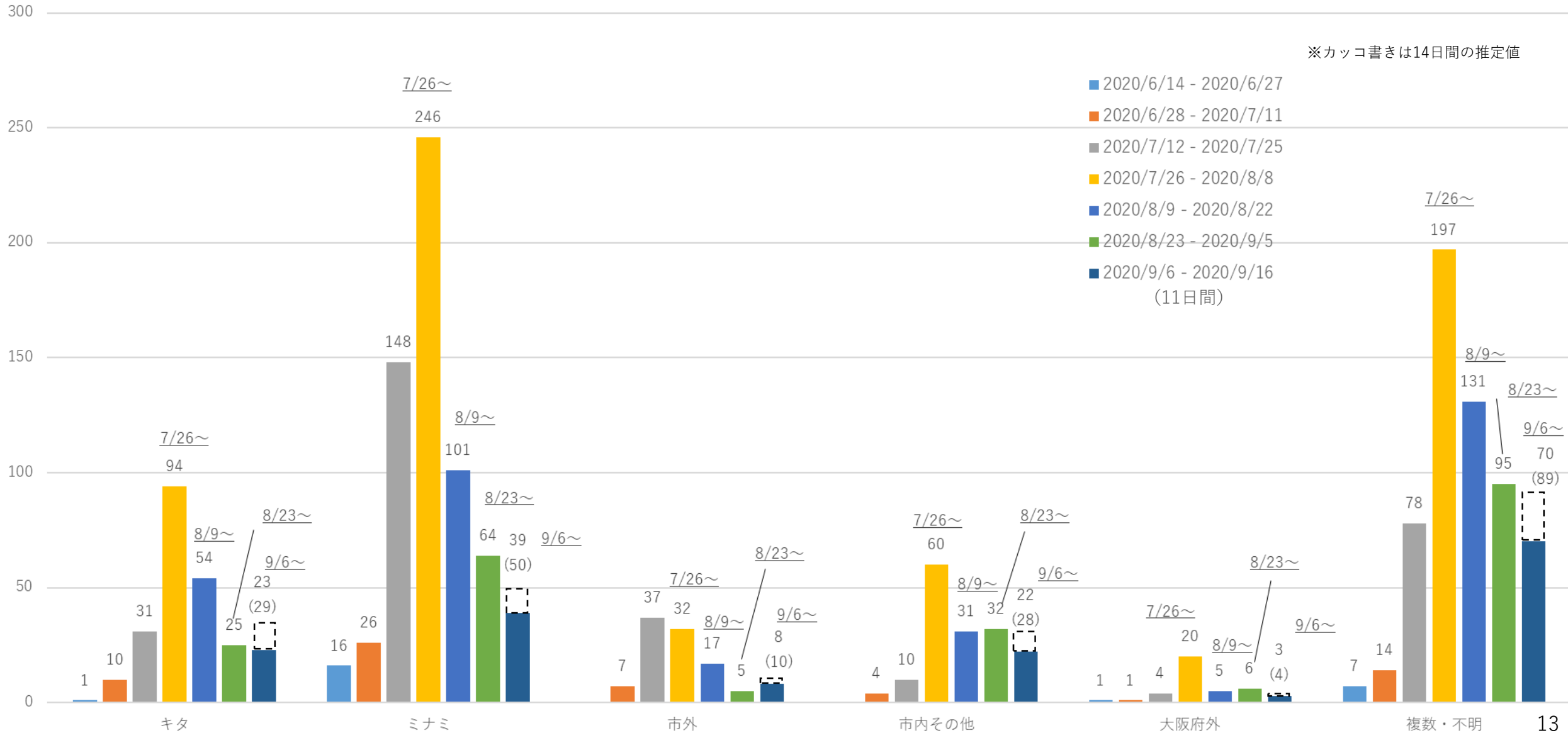
夜の街の滞在分類別の状況

(6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況)



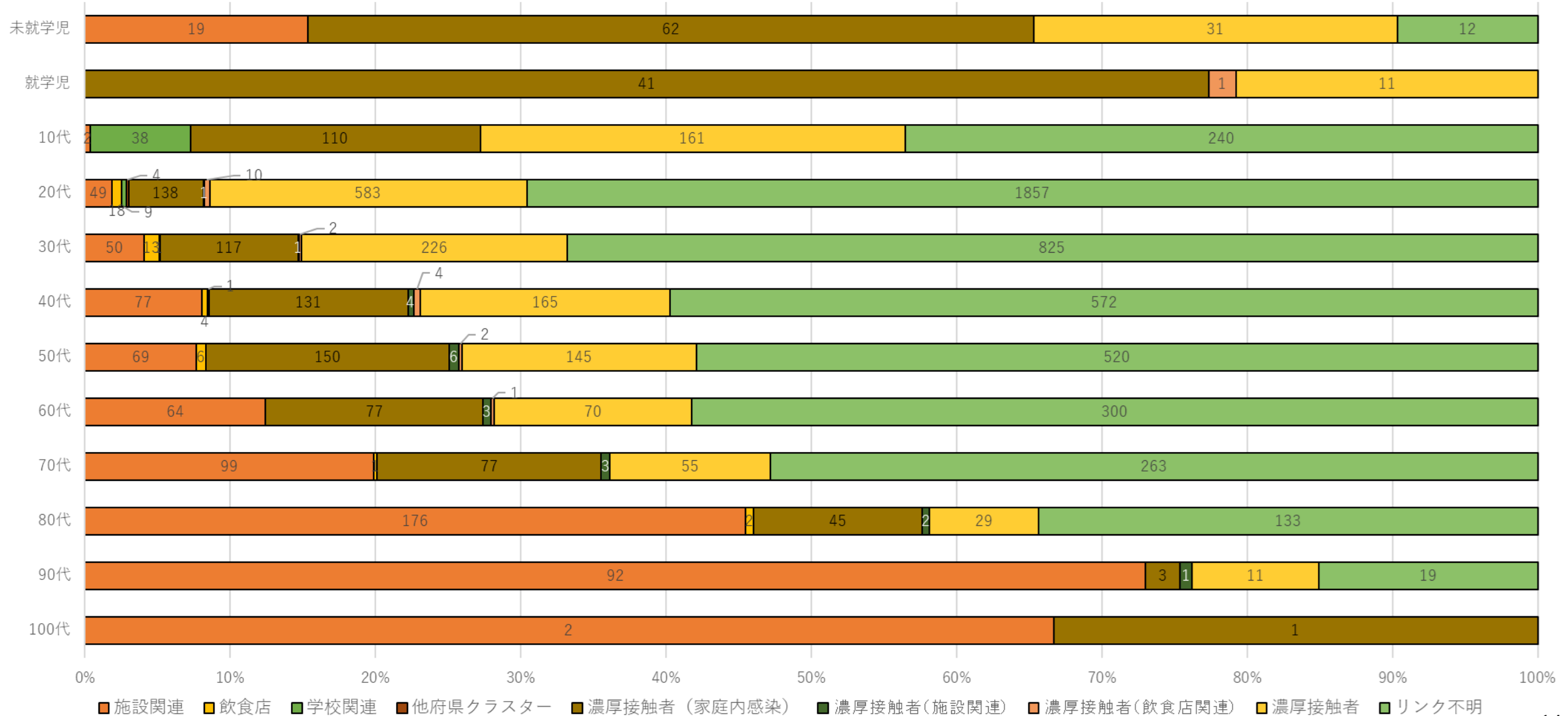
夜の街の滞在エリア別の状況

(6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況)



陽性者の感染経路（年代別）

（6月14日以降9月16日までに判明した8,017事例の状況）



高齢者施設等におけるクラスターの発生状況

(6月14日以降9月16日発表分まで)

	発表日	発表名称	利用者数規模 (定員、病床)	陽性者		
				職員	利用者	合計
1	7月25日	八尾市の高齢者施設	50人未満	5	6	11
2	7月27日	寝屋川市の高齢者施設	50人程度	2	3	5
3	7月29日	寝屋川市の障がい者施設	50人未満	1	8	9
4	7月30日	松原市の高齢者施設	100人程度	2	7	9
5	8月4日	大阪市の障がい者施設	100人程度	15	29	44
6	8月7日	八尾市の高齢者施設②	100人程度	10	7	17
7	8月8日	大阪市の医療機関	100人以上	6	18	24
8	8月9日	大阪市の医療機関②	100人以上	21	34	55
9	8月10日	池田市の高齢者施設	100人未満	8	19	27
10	8月11日	大阪市の高齢者施設	100人未満	8	27	35
11	8月11日	豊中市の高齢者施設	100人未満	4	5	9
12	8月11日	松原市の高齢者施設②	50人未満	1	8	9
13	8月13日	大阪市の高齢者施設②	100人未満	1	8	9
14	8月13日	大阪市の高齢者施設③	50人未満	2	5	7
15	8月14日	泉大津市の高齢者施設	100人以上	5	29	34
16	8月16日	大東市の医療機関	100人以上	3	2	5

	発表日	発表名称	利用者数規模 (定員、病床)	陽性者		
				職員	利用者	合計
17	8月17日	大阪市の医療機関③	100人以上	15	29	44
18	8月17日	大阪市の高齢者施設④	100人程度	5	7	12
19	8月18日	貝塚市の医療機関	100人以上	13	42	55
20	8月20日	大阪市の高齢者施設⑤	50人未満	12	20	32
21	8月22日	大東市の高齢者施設	100人程度	3	25	28
22	8月24日	大阪市の障がい者施設②	50人未満	5	4	9
23	8月26日	忠岡町の高齢者施設	50人未満	6	13	19
24	8月30日	東大阪市の高齢者施設関連	50人未満	5	4	9
25	9月1日	豊中市の高齢者施設関連②	50人未満	7	12	19
26	9月2日	貝塚市の医療機関関連②	100人以上	12	15	27
27	9月2日	東大阪市の高齢者施設関連②	100人程度	4	6	10
28	9月3日	大阪市の医療機関関連④	100人以上	6	19	25
29	9月6日	東大阪市の医療機関関連	100人以上	9	24	33
30	9月8日	東大阪市の高齢者施設関連③	50人程度	2	12	14
31	9月11日	茨木市の高齢者施設関連	50人未満	2	6	8
32	9月12日	大阪市の医療機関関連⑤	100人程度	7	9	16

陽性者合計669人（職員207人、利用者462人）

大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議 中野オブザーバーによる新規感染者数の予測

資料 1 - 6

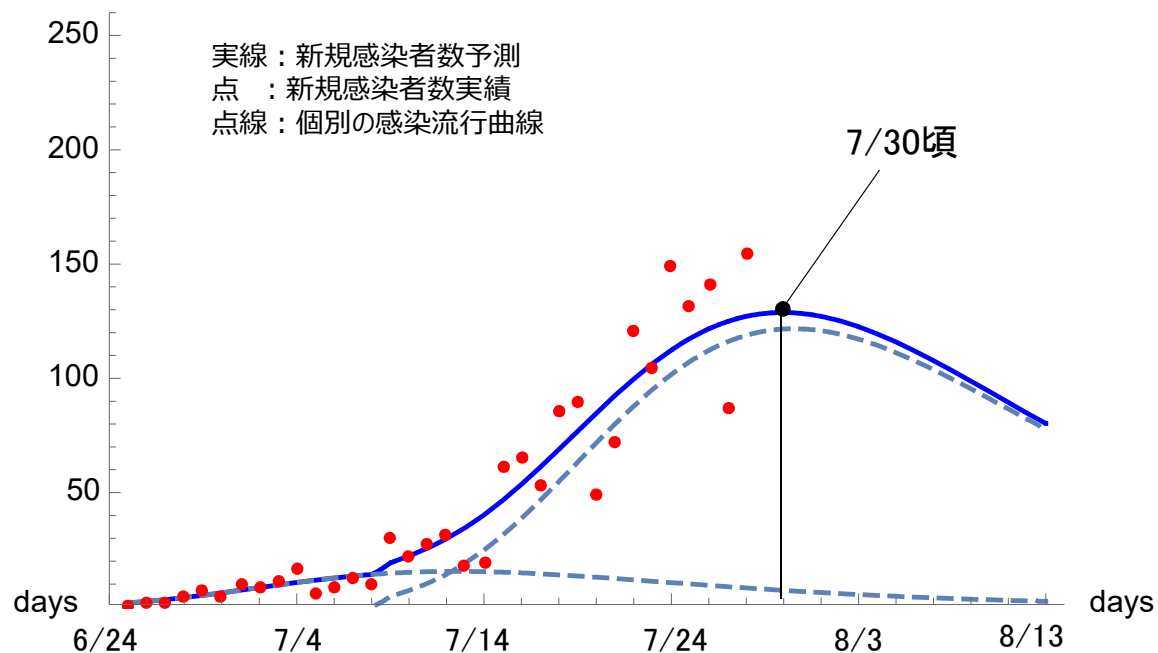
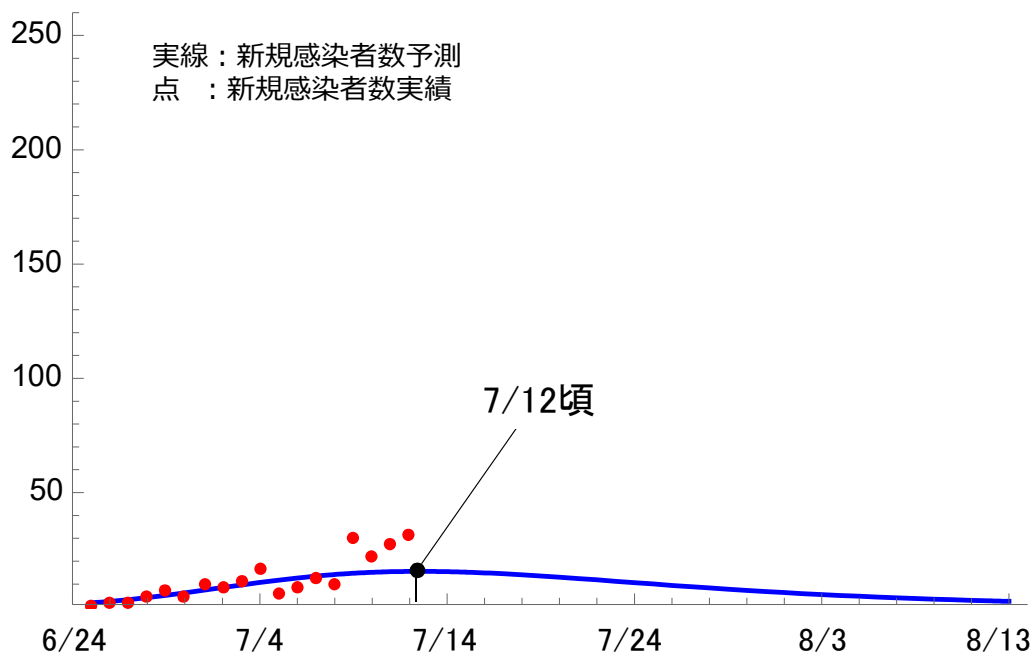
参考資料

大阪の新規感染者数の予測 (7/12 第21回対策本部会議)

大阪の新規感染者数の予測 (7/28 第22回対策本部会議)

新規感染者

新規感染者



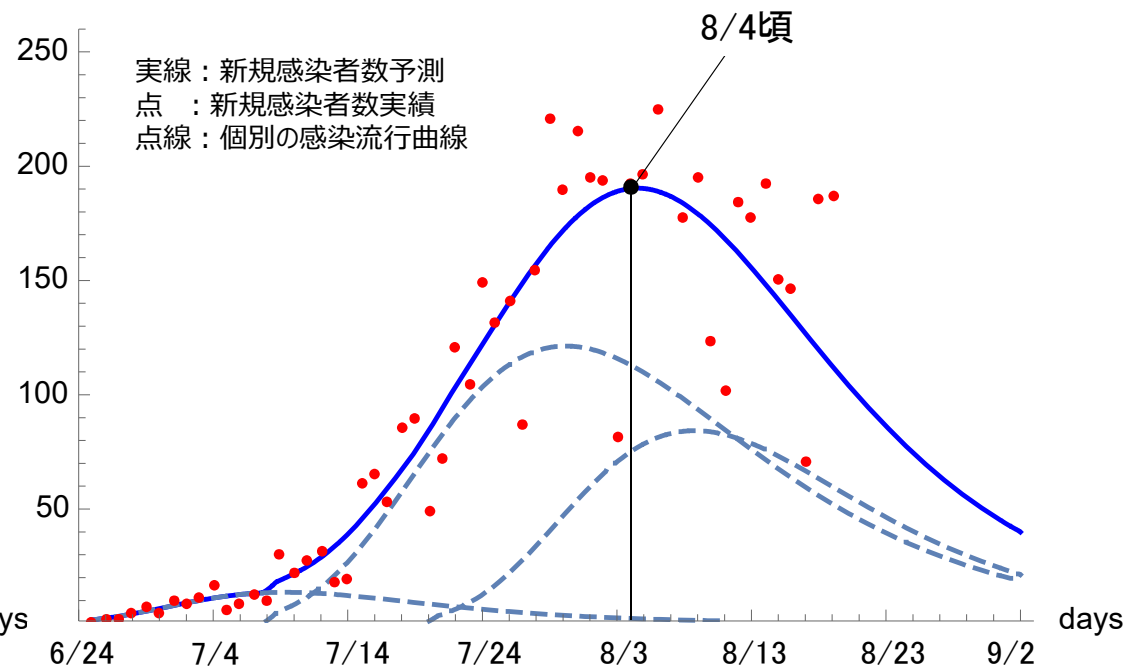
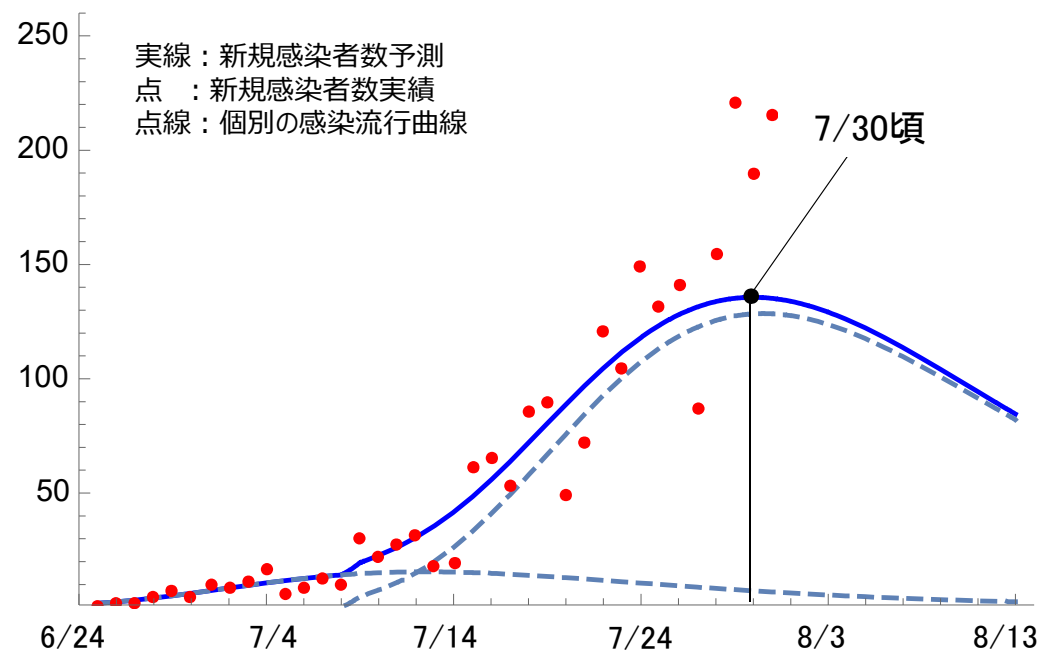
※各本部会議開催日前日の公表数値に基づき作成

大阪の新規感染者数の予測 (7/31 第23回対策本部会議)

大阪の新規感染者数の予測 (8/19 第24回対策本部会議)

新規感染者

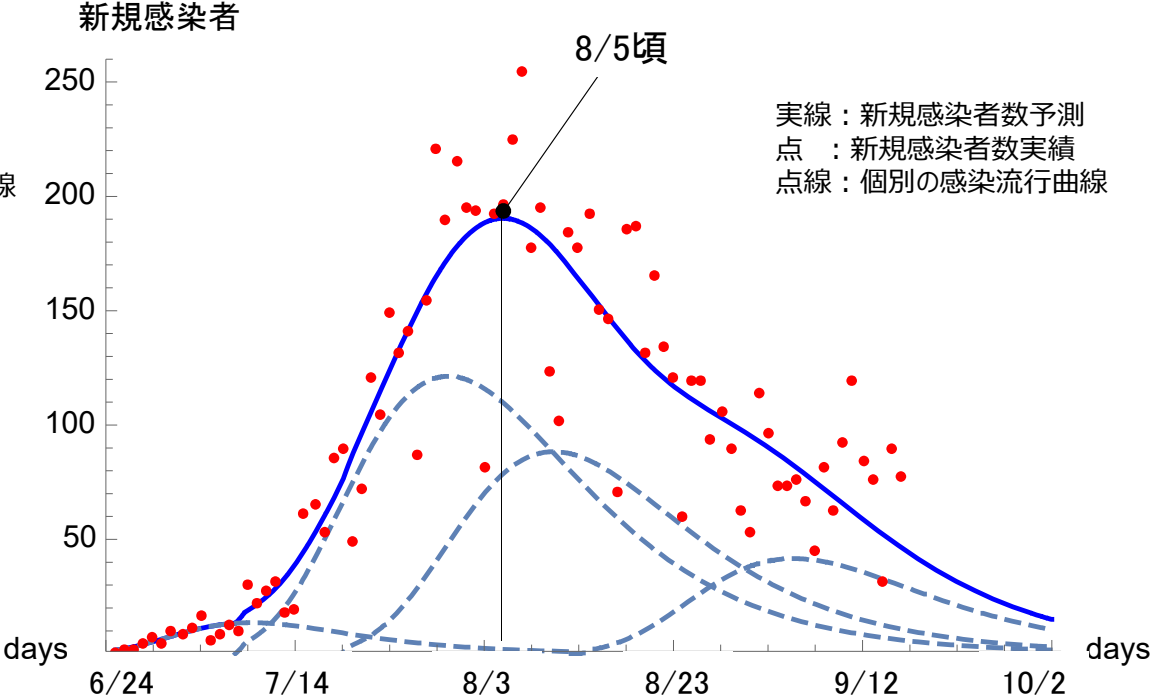
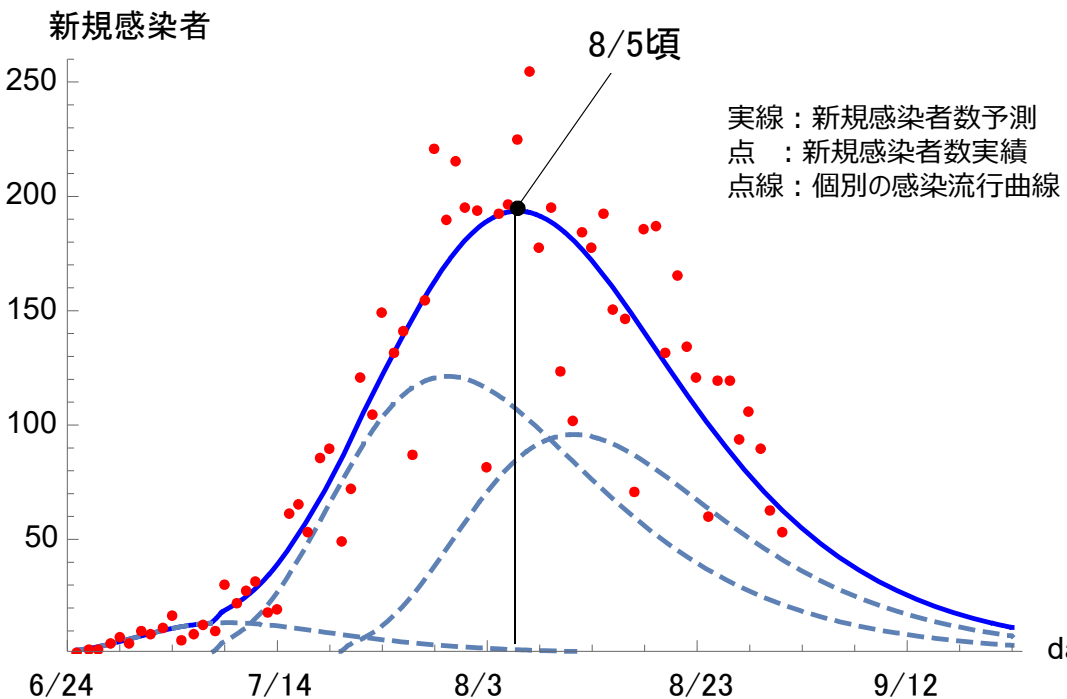
新規感染者



※各本部会議開催日前日の公表数値に基づき作成

大阪の新規感染者数の予測
(8/31 第25回対策本部会議)

大阪の新規感染者数の予測
(9/17 第26回対策本部会議)



※各本部会議開催日前日の公表数値に基づき作成

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ 1 の期間（9月19日～10月9日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

➤ 府民に対し、次の内容を要請。

・ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 高齢者の方2 高齢者と日常的に接する家族3 高齢者施設・医療機関等の職員 | } | は、感染リスクの高い環境を避け、
少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること |
|--|---|--|

・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- **業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり緩和**
- **全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること**
- **全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応**
- **適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討**

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	<p>大声での歓声・声援等がない ことを前提としうるもの</p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるもの</p> <p>ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p>	<p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度(両方の条件を満 たす必要)</p>
	<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
<p>イベントの性質</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
<p>想定される イベント(例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 展示会(人数等を管理できるイベント) 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
<p>開催要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

●施設について（府有施設を含む）

➤ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること

2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること

4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

●経済界へのお願い

1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること

2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

3. テレワーク70%を推進すること

出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

4. 体調の悪い方は出勤させないこと

体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること

5. 感染拡大を防止するため、

- ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
- ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
- ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること

●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
 2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
 3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
-
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
 5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること

令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」抜粋

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要） 【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内^(※)とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント → 詳細は次頁参照	
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% ^(※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握する**とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等 (収容率100%で開催するための前提)		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑪	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等					
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） 				
想定されるイベント及び収容率等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">【100%以内】</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">【当面11月末まで50%（※）以内】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> </table>	【100%以内】	【当面11月末まで50%（※）以内】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
【100%以内】	【当面11月末まで50%（※）以内】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 				
100%開催の具体的要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 				

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスク**は、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動**（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 ・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 ・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 		

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、**イベントの性質**（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

主要なガイドライン策定団体のイベント等の開催制限緩和に向けた動き（9/16現在）

関係団体	対象	対応状況	所管
(公社)全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂	・9/14に文化庁へガイドライン(改訂版)を提出	文部科学省
クラシック音楽公演運営推進協議会 ((一社)日本クラシック音楽事業協会、 (公社)日本オーケストラ連盟)	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、 協奏曲、室内楽曲、器楽曲等)	・イベントの収容率、人数上限に係る記載を見直し ・9/18目途に改訂及び公表(予定)	
(公社)日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)	プロサッカー	・イベントの収容率、人数上限に係る記載を見直し ・9/19目途に改訂及び公表(予定)	
(一社)日本野球機構(NPB)	プロ野球	・9/16にスポーツ庁へガイドライン(改訂版)を提出	
(公社)全国公民館連合会	公民館	・ガイドライン改訂を検討(10月初旬)	
全国興行生活衛生同業組合連合会	映画館・演芸場(講談、落語、浪曲、 漫談、漫才、奇術等)	・ガイドライン改訂を検討(時期未定)	厚生労働省
(公財)JKA	競輪、オートレース		経済産業省
(一社)コンサートプロモーターズ協会	ロックコンサート、ポップコン サート		経済産業省 文部科学省
(一社)日本コンベンション協会(MICE)	ビジネスイベント(商談会、企業研 修、国際会議・学会、展示会)		国土交通省

※大阪府聞き取りによる

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表

資料 2 - 2

旧（9月1日～9月18日）	新（9月19日～10月9日）
① 区域 大阪府全域	① 区域 大阪府全域
② 期間 <u>イエローステージ1の期間（9月1日～9月18日）</u>	② 期間 <u>イエローステージ1の期間（9月19日～10月9日）</u>
<p>③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <p>➤府民に対し、次の内容を要請。</p> <p>・ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること</p> <p>1 高齢者の方 2 高齢者と日常的に接する家族 3 高齢者施設・医療機関等の職員 } は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること</p> <p>・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</p>	<p>③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <p>➤府民に対し、次の内容を要請。</p> <p>・ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること</p> <p>1 高齢者の方 2 高齢者と日常的に接する家族 3 高齢者施設・医療機関等の職員 } は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること</p> <p>・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</p>

旧（9月1日～9月18日）

- イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)
- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること

【参加人数の上限】

○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

○屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること

○屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- ※ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- ※ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討
- ※ 期間中（9月1日～18日）に、国の方針が変更される場合、国に準じて緩和

新（9月19日～10月9日）

- イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)
- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり緩和
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討

旧（9月1日～9月18日）

新（9月19日～10月9日）

別表

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	大声での歓声・声援等がない ことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が 想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 <small>（注）収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度（両方の条件を満 たす必要）</small>
	クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ----- 100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント ----- 50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

旧（9月1日～9月18日）

●施設について（府有施設を含む）

➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること
2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること
5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

新（9月19日～10月9日）

●施設について（府有施設を含む）

➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること
2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること
5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

旧（9月1日～9月18日）

●経済界へのお願い

1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
3. テレワーク70%を推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 体調の悪い方は出勤させないこと
体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること
5. 感染拡大を防止するため、
 - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
 - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
 - ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること

新（9月19日～10月9日）

●経済界へのお願い

1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
3. テレワーク70%を推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 体調の悪い方は出勤させないこと
体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること
5. 感染拡大を防止するため、
 - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
 - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
 - ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること

旧（9月1日～9月18日）

●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること

新（9月19日～10月9日）

●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること

飲食店における感染防止対策の取組み

資料 2 - 3

1. 感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査

府の「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」や国の「Go To Eatキャンペーン」の実施と併せて、参加飲食店における感染防止対策の実施状況について、職員等が個別に訪問し現地確認を実施。

実施期間

9月下旬から12月末まで

実施体制 (予定)

9月 5班(10人)体制
10月~ 10班(20人)体制

対象店舗

両キャンペーン事業に参加する飲食店

【キャンペーン参加条件】

「感染防止宣言ステッカー」及び「大阪コロナ追跡システム」の導入

実施内容

店舗内の目視確認及び責任者等からの聞き取り調査

※対策が不十分な場合は、改善を求める

主なチェック項目

施設での対策



定期的に換気をしよう



消毒しています

従業員の衛生対策



マスクやフェイスガードを適切に着用



毎日検温・健康チェックしよう

利用者への対応



大皿料理や回し飲みなどは避けよう



消毒をしよう



入場を制限しています

又は



感染防止のため仕切りを設置しています

2. 感染拡大防止に向けた接待を伴う飲食店への働きかけ(文書送付)

業種別ガイドラインの遵守

手洗い・手指消毒・マスクの着用、換気など、感染防止対策のさらなる徹底(チェックリストの送付)

従業員へのPCR検査

陽性者を早期に察知し感染拡大を抑えるため、少しでも症状がある場合の速やかな検査受診を勧奨

府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (2020年8月25日版)

2. 学校行事等

「3つの密 (「密閉」「密集」「密接」) 」を避けることに留意し、「換気の徹底」「1メートルを目安とした身体的距離の確保」「マスクの着用」などの感染防止対策を講じたうえで実施することができます。

とりわけ、支援学校における校外学習 (遠足)、体育祭・運動会、修学旅行等の宿泊を要する教育活動については、障がい種別や児童生徒等の障がいの状況を踏まえて、慎重に判断することが必要です。

なお、学校行事に保護者等が参加・出席する場合は、発熱等体調の優れない方の来校を御遠慮いただくよう事前にお問い合わせするとともに、来校者名簿を作成する等、来校者の把握を行ってください。

【学校行事 (例)】

・体育祭、文化祭

前項「1. 各教科等について留意すべきこと」を踏まえ、感染リスクの高い内容を避ける、内容の精選等による時間短縮を行うなどの工夫をするとともに、準備期間中から、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」等を可能な限り避けるよう指導してください。また、道具の共用を可能な限り避け、やむを得ず共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するよう指導してください。

保護者等の来場者については、例えば、催し物の会場内での身体的距離を1メートル程度確保できることなどを目安として、人数を制限してください。

【参考】府立高校等における体育祭、文化祭等の計画状況 (すでに実施済みのものを含む)

	実施済み	実施予定	実施せず
体育祭	15校	63校	74校
文化祭	45校	45校	62校

■ イエローステージ(警戒)の対応方針に基づく要請

● イベントの開催について(府主催(共催)のイベントを含む)

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント(例)	<ul style="list-style-type: none"> 展示会(人数等を管理できるイベント) 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。



体育祭・文化祭等については、来場者に「大声での歓声・声援等」がないよう、あらかじめ理解と協力を得られるものと想定。
また、収容定員の設定が困難な学校行事に該当。

➡ 前出の「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を改定

改定後

府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(2020年9月〇日版)

2. 学校行事等

「3つの密(「密閉」「密集」「密接」)」を避けることに留意し、「換気の徹底」「~~1メートルを目安とした~~身体的距離の確保」「マスクの着用」などの感染防止対策を講じたうえで実施することができます。

とりわけ、支援学校における校外学習(遠足)、体育祭・運動会、修学旅行等の宿泊を要する教育活動については、障がい種別や児童生徒等の障がいの状況を踏まえて、慎重に判断することが必要です。

なお、学校行事に保護者等が参加・出席する場合は、発熱等体調の優れない方の来校を御遠慮いただくよう事前にお問い合わせするとともに、来校者名簿を作成する等、来校者の把握を行ってください。

【学校行事(例)】

・体育祭、文化祭

前項「1. 各教科等について留意すべきこと」を踏まえ、感染リスクの高い内容を避ける、内容の精選等による時間短縮を行うなどの工夫をするとともに、準備期間中から、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」等を可能な限り避けるよう指導してください。また、道具の共用を可能な限り避け、やむを得ず共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するよう指導してください。

保護者等の来場者については、例えば、催し物の会場内での身体的距離を人と人が接触しない程度の間隔を確保できることを目安として、必要に応じて人数を制限してください。

- 体育祭・文化祭の実施にあたっては、保護者にとっては、これらの行事が子どもたちの成長を見守る重要な機会であり、学校として可能な限り、来場して参観したいという保護者の意向を踏まえた対応を行うよう求める。

➡府立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、私立学校に参考送付する。

府内企業におけるテレワーク等のICT導入状況

＜新型コロナウイルス感染症に関する府内企業の実態調査（8/31 報道提供資料）より＞

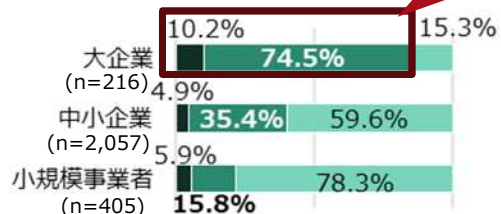
在宅勤務（テレワーク）

◇コロナ禍を契機として、府内企業のテレワーク導入率は7.5倍の41.0%に増加、特に大企業は8倍超の84.7%に急増

＜導入率＞



【企業規模別】 84.7%



【業種別】

業種	今回導入率
情報通信業	78.6%
学術研究、専門・技術サービス業	58.4%
卸売業	44.7%

＜今回導入企業の継続率＞



大企業ではいずれの業種も同様に導入が進んでいるが、中小企業では業種によりばらつきがみられる

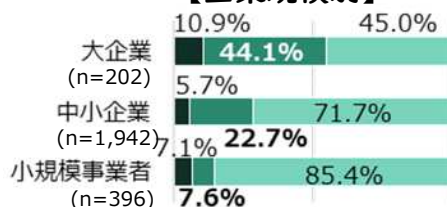
オンラインでの商談等の営業活動

◇テレワーク以外にも、営業活動（4.5倍）などの事業活動におけるICT導入が加速

＜導入率＞



【企業規模別】



【業種別】

業種	今回導入率
情報通信業	53.8%
卸売業	31.6%
製造業	30.6%

＜今回導入企業の継続率＞

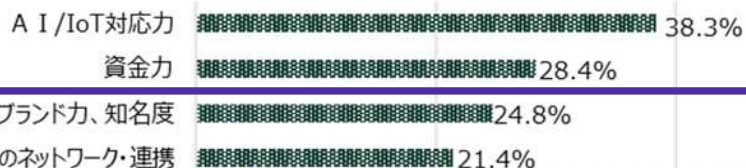


特に導入が進展している大企業や情報通信業に比べ、中小企業や製造業では導入が遅れているが、今回のコロナ禍を契機に進展がみられた

営業やICTを新たに導入した企業の9割以上で活用が定着

新事業実施に伴う自社の弱み

◇新事業に取り組む府内企業の最大の課題は「AI/IoT対応力」で、特に小規模事業者では「資金力」が課題



【企業規模別】	大企業	中小企業	小規模事業者
AI/IoT対応力	46.1%	39.7%	25.7%
資金力	9.9%	27.6%	45.7%

【調査概要】 実施：商工労働部・政策企画部 対象：府内企業10,000社 回収：3,057社（回収率：30.6%） 実施期間：2020/7/10～31

※本調査は、府内全企業（28万社）から対象となる1万社を無作為に抽出して実施した調査であるため、調査結果には、府内企業の全体を表す一定の代表性を備えている。

秋冬に向けた今後の検討課題

資料3-1

【国の方針】

「**新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組**」（新型コロナウイルス感染症対策推進本部決定 8月28日付より抜粋）

- 重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。
- 季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制の確保・拡充。

「**次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について**」（新型コロナウイルス感染症対策推進本部 9月4日付事務連絡より抜粋）

- 都道府県は、発熱患者等が、帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年10月中を目途に整備。発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関を指定し、速やかに増やすこと。地域においてかかりつけ医等の身近な多くの医療機関で発熱患者等の相談を受ける体制を整備。
- 帰国者・接触者相談センターは、症状のある患者の相談を受け、帰国者・接触者外来を案内するという従前の役割を解消。今後は、急に症状が悪化して夜間・休日に受信可能な医療機関を探す方のように、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、「受診・相談センター（仮称）」として、体制を維持・確保
- 都道府県は、発熱患者等の相談体制を整備している医療機関を「診療・検査医療機関（仮称）」に指定。
- 都道府県等は、体制整備状況に応じて、本年10月以降の発熱患者等の医療機関の相談及び受診方法を広く住民に周知。地域の医師会等とも協議・合意の上、「診療・検査医療機関（仮称）」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療期間と対応可能時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じる。

秋冬に向けた今後の主な検討課題

○ 6月14日以降の感染者発生状況を検証したうえで、国の方針を踏まえ、季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備が必要。

今後の検討課題① 検査体制等の抜本的な拡充

- ・ 地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築（国方針：1日平均20万件の程度）
- ・ 感染拡大地域等における、その期間での医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする検査の実施
⇒ 新たな検査体制整備計画の策定（10月上旬目途）

今後の検討課題② 医療提供体制の確保

- ・ 検査体制拡充に伴う患者発生予測
 - ・ 入院・療養支援体制（入院・療養のトリアージ、入院・宿泊・療養調整のあり方検討など）
 - ・ 「（仮称）大阪コロナ重症センター」設置に伴う重症患者の受入れ体制整備
- ※10月上旬に予定している感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しを踏まえて検討
※必要に応じ、病床確保計画の修正

今後の検討課題③ 保健所業務の重点化

- ・ 検査体制拡充に伴う感染者増を踏まえた、積極的疫学調査や濃厚接触者対応、クラスター把握等の保健所業務の整理、重点化の検討

今後の検討課題④ ハイリスクの「場」やリスク態様に応じた対策の徹底

- ・ 大都市の歓楽街における感染拡大防止対策や院内・施設内感染クラスター対策など

(仮称) 大阪コロナ重症センター (1期) の整備状況について

📄 施設概要

設置場所

大阪急性期・総合医療センター敷地内 (大阪市住吉区)

病床数

重症病床30床 (すべての病床に人工呼吸器を配備。ECMOは配備せず)

※ 2期 (残りの病床) の着工時期については、調整中

構造等

プレハブ平屋建て (約45m×約18m)

※ C T棟、スタッフ棟等も併設

整備期間

R2年8月中旬～R2年11月 (9月契約・着工、11月末完成)

設置期間

2年 (感染拡大の状況により判断)

📄 運営方法

運営時期

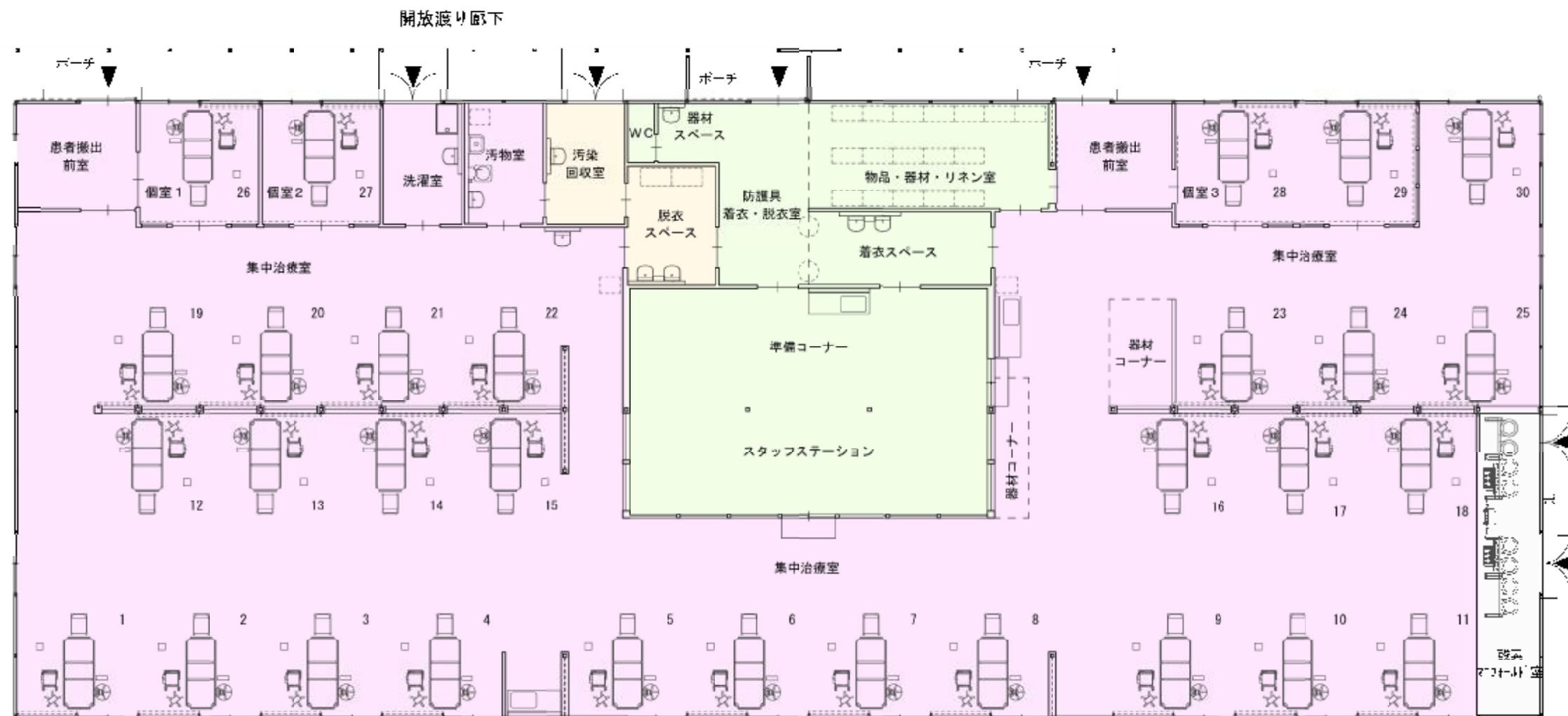
臨時医療施設として緊急事態宣言時の運用を想定。ただし、宣言前の運用手法について検討中 (運営については大阪急性期・総合医療センターに委託予定)

運営体制

府内医療機関、関係機関等との連携のもと、運営体制に万全を期す
※ 府内医療機関等による応援体制及び支援制度を検討中



スロープ →



集中治療ユニット棟【30床】

国の重症基準変更に伴う取扱いについて

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の8月24日付事務連絡により、新型コロナウイルス感染症患者の入院・療養状況の厚生労働省への報告について、「集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者」の定義を変更する旨の連絡あり。

○大阪府においては、今後も重症基準、及び大阪モデルの指標や病床確保計画にける重症者の定義は変更しない。

ただし、8月24日付事務連絡に基づいた患者数を参考値として国に報告する。

府の基準（従来の国の基準）	国の新基準
以下のいずれかに該当する患者 ・人工呼吸管理をしている患者 ・ECMOを使用している患者 ・重症病床における集中治療室（ICU）に入室している患者 （令和2年3月19日付事務連絡に基づく）	以下のいずれかに該当する患者 ・人工呼吸管理をしている患者 ・ECMOを使用している患者 ・集中治療室（ICU）に入室している患者 ⇒「集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者」とは、診療報酬上の定義により「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「小児特定集中治療室管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「新生児特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料」、「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床で療養している患者のことをいう。 ※下線部は、8月24日事務連絡による変更

【府の基準を大阪モデルの指標等の基準とする理由】

- ・軽症中等症病床におけるICU在室者の全てが、必ずしも重症とはいえない。
- ・人工呼吸管理下の重症患者が必ずしも、ICUに入室していない。
- ・集中治療の基準が病院によって異なる可能性がある。
- ・人工呼吸器やECMOの導入は、判断の差が出にくく、基準が明確。

<参考>（令和2年9月14日時点）

大阪モデルの数値：確保数188床、使用数36床、使用率19.1%

国への報告用数値：確保数262床(+74)、使用数52床(+16)、使用率19.8%